

第 5 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

令和2年10月5日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第5回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

令和2年10月5日(月曜日)

午前9時58分開議
午前11時27分休憩
午前11時31分開議
午後0時41分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和2年度熊本県一般会計補正予算(第10号)

議案第5号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第17号 令和2年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町負担金(地方財政法関係)について

議案第18号 令和2年度農地海岸保全事業の経費に対する市負担金について

議案第19号 令和2年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について

報告第20号 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第21号 公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第22号 公益財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第23号 公益社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第24号 公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類の提出について

報告第25号 公益財団法人くまもと里海づくり協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第33号 地産地消の推進に関する施策の報告について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①令和2年7月豪雨からの復旧・復興プラン(仮称)の検討状況について

②漁業法改正に伴う海区漁業調整委員会の委員任命について

③台風10号による農林水産関係被害について

出席委員(8人)

委員長 田代国広
副委員長 吉田孝平
委員 前川 收
委員 磯田 毅
委員 濱田大造
委員 大平雄一
委員 池永幸生
委員 南部隼平

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 竹内信義

政策審議監

兼団体支援課長 千田真寿

生産経営局長 下田安幸

農村振興局長 久保田 修

森林局長 古賀英雄

水産局長 山田雅章

首席審議員

兼農林水産政策課長 渡邊泰浩

流通アグリビジネス課長 深川元樹

農業技術課長 酒瀬川 美 鈴
首席審議員
兼農産園芸課長 井 上 克 浩
政策監 徳 永 浩 美
畜産課長 上 村 佳 朗
農地・担い手支援課長 楮 本 亮 治
農村計画課長 渡 辺 昌 明
農地整備課長 清 藤 浩 文
むらづくり課長 後 藤 雅 彦
技術管理課長 田 島 宏
森林整備課長 笹 木 征 道
林業振興課長 山 下 裕 史
森林保全課長 大 岩 禎 一
水産振興課長 中 原 康 智
漁港漁場整備課長 緒 方 誠
農業研究センター所長 山 下 浩 次

事務局職員出席者

議事課課長補佐 門 垣 文 輝
政務調査課主幹 近 藤 隆 志

午前9時58分開議

○田代国広委員長 ただいまから第5回農林水産常任委員会を開会いたします。

主要事業等の説明及び付託議案等の審査に入りますが、今回は、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、次第の2に記載のとおり、執行部を、農林水産政策課、団体支援課、流通アグリビジネス課及び生産経営局各課の計7課と農業研究センターを1つとする前半グループと、農林水産政策課と農村振興局、森林局及び水産局各課の計10課の後半グループに分け、入れ替えて、それぞれのグループごとに、まず、主要事業等及び付託議案等について執行部の説明を求め、その後、一括して質疑を受けたいと思いますので、よろしくお願いたします。

なお、執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

また、本日は、6月の委員会と同様に、マスク等の入室を一部制限しており、これに対処するため、本日の委員会の様子をパソコン等で視聴できるよう庁内に配信しておりますので、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに少し近づいて発言いただきますようお願いいたします。

それでは、竹内農林水産部長から総括説明を行い、続いて、各担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、竹内農林水産部長。

○竹内農林水産部長 おはようございます。着座のまま失礼いたします。

今定例会に提案しております議案の説明に先立ちまして、農林水産部における令和2年7月豪雨への対応及び新型コロナウイルス感染症に対する取組につきまして、それぞれ御報告させていただきます。

まず、令和2年7月豪雨災害への対応についてです。

県内広範囲に甚大な被害が生じた農林水産関係の9月末時点の被害額は、約1,019億円と、この30年間では、熊本地震の1,826億円に次ぐ2番目の規模となりました。

応急対応から復旧、復興へとフェーズが移行する中、被災した生産者の方々が、経営継続に向けた意欲を維持し、速やかに経営を再開していただくためには、農地、農業用施設や山地、林道等の災害復旧事業に迅速かつ円滑に取り組んでいくことが重要だと認識しております。

このため、特に被災が大きかった地域を所管する芦北と球磨の地域振興局に技術職員を増員するなど体制を整備し、市町村を総合的に支援しているところです。また、農地、農業用施設災害復旧事業のうち、高度な技術を要する9地区につきましては、県営事業により対応するとともに、芦北地域振興局管内において緊急に取り組むべき山地災害復旧事業

の36か所につきまして、国の直轄代行により対応いただくなど、被災地の一日も早い復旧を目指しております。

年内の本格復旧工事の開始に向け、災害査定などの準備作業を着実に進めてまいります。

地域のなりわいを支える基幹産業の農林水産業が、一日も早い復興を果たし、地域の魅力を輝かせ、将来に向かって持続可能な地域として再生できるよう、農林水産部を挙げて精いっぱい取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症に対する取組につきましては、これまで、その影響を最小化するため、国に先駆けた金融支援制度の創設や需要が落ち込んだ農林水産物の消費喚起、販路拡大などに、関係団体との連携の下、取り組んでまいりました。

今後も引き続き、農林漁業者の皆様が安心して経営を継続できるよう、これらの取組を強化し、これから旬を迎え、出荷量も増えてきます農林水産物の価格の動向等を迅速に把握しながら、関係団体と緊密に連携し、必要な施策を適時適切に講じてまいります。

県内農林水産業が、令和2年7月豪雨災害及び新型コロナウイルス感染症の影響に負けることなく、ただ元に戻すだけでなく、持続的な発展につなげられるよう、稼げる農林水産業の取組を加速してまいります。

それでは、今回提案しております議案の概要を御説明させていただきます。

補正予算が1件、専決処分に関する報告及び承認が1件、市町村負担金関係が3件、報告案件が7件となっております。

まず、補正予算につきましては、平成28年熊本地震からの復旧、復興や新型コロナウイルス感染症への対応などに加え、稼げる農林水産業のさらなる発展に向けて取り組むべき政策的経費を、いわゆる肉づけ予算として計上しております。総額で219億円余の増額補正となり、現計予算と合算すると1,110億円

余となっております。

次に、専決処分に関する報告及び承認につきましては、令和2年7月豪雨災害に対応するための予算として、被災した農業用ハウス等の再建支援や施設等の復旧支援など、8月21日の知事専決処分による補正予算に係るものです。

また、条例等関係では、農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金3件を提案しております。

さらに、報告事項といたしまして、公益法人の経営状況の報告6件、地産地消の推進に関する施策の報告が1件です。

以上が今回提案しております議案の概要となります。

その他報告事項といたしまして、全ての常任委員会における共通の報告事項である令和2年7月豪雨からの復旧・復興プラン(仮称)の検討状況に加え、漁業調整委員会の委員任命と9月上旬の台風10号による農林水産関係の被害につきましても御報告させていただきます。

なお、8月21日の球磨川流域復興局設置と合わせまして、前団体支援課長の門崎が球磨村に派遣されたことに伴いまして、同日付で、団体支援課長の職を千田政策審議監が兼ねることとなる人事異動がございましたので、この場をお借りいたしまして御報告申し上げます。

以上、詳細につきましては、この後、それぞれ担当課長から説明させますので、御審議ほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○田代国広委員長 次に、主要事業等について、担当課長から、資料に従い、順次説明をお願いします。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

議案の御説明に先立ちまして、お手元のピ

シートの表紙、農林水産常任委員会説明資料、令和2年度主要事業及び新規事業について御説明申し上げます。

今定例会におきまして、いわゆる肉づけ予算を提案させていただいており、これにより、令和2年度の事業がおおむね出そろうことになるため、主要事業及び新規事業の主なものを取りまとめました。

以降、各課から御説明申し上げますが、その前に1ページを御覧ください。

一番左の欄に、新規、継続等の区分及び当初予算、補正予算等の予算成立時期の区分を記載しております。また、併せまして、事業名の隣に、熊本地震からの復旧、復興に関する施策については、四角囲み、白抜きで「熊本地震」、新型コロナウイルス感染症に対応する施策については「コロナ対策」、令和2年7月豪雨からの復旧、復興に関する施策については「7月豪雨」と記載しております。

そのほか、後のページで出てまいります。防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策としての国の割当てに対応する施策は「強靱化」、総合的なTPP等関連政策大綱に基づいた施策は「TPP等」と記載しております。

4月臨時会、6月議会、8月臨時会にて御説明申し上げた事業につきましては、説明を省略させていただき、当初予算を中心に御説明申し上げます。

農林水産政策課は以上でございます。

○千田政策審議監 団体支援課でございます。

冒頭、部長からの説明にもありましたとおり、8月21日付の異動で、団体支援課長兼務の発令を受けましたので、同課分につきましては、私から説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

1ページから2ページにかけて、農林水産業制度資金の全体の一覧表になります。

令和2年度におけます農林水産業制度資金の融資枠については、2ページ、下から5段目の新型コロナウイルス対策経営安定資金の昨年度からの繰越分や、下から4段目の令和2年7月豪雨被害対策資金等、7月専決及び8月補正分、さらにこの9月補正で提案させていただいている増枠分を合わせ、最下段の総計のとおり255億円余となっています。

3ページをお願いいたします。

農林水産団体の検査・指導事業に係る予算になります。

農業協同組合、農業共済団体、森林組合、漁業協同組合に対し、県が実施する常例検査、巡回指導等に要する経費です。

団体支援課からの説明は以上です。

○深川流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

7ページをお願いいたします。

上の段、県産農産物等販路拡大関連事業につきましては、首都圏等大都市圏の量販店等と連携し、県産農林水産物等の販路拡大を図るものでございます。

事業内容としましては、くまもと大使等を活用したPR、県経済連や果実連等の各団体と連携した商談会、量販店でのフェアなどを開催予定でございます。

その下の段、くまもと地産地消活用促進事業、こちらにつきましては、くまもと地産地消推進県民条例の周知や地産地消活動の支援等により、県産農林水産物の消費行動拡大を図るものでございます。条例に基づく取組状況につきましては、報告事項として、後ほど御報告させていただきます。

8ページの上の段、6次産業化支援関連事業につきましては、6次産業化の進展、企業の農業参入等により地域農業の振興を図るものでございます。

事業内容としましては、施設整備等への補助や企業が農業参入を図る際のトータルサポ

ート等を実施いたします。

真ん中の段、フードバレー構想推進関連事業につきましては、八代市のフードバレーアグリビジネスセンターを拠点とした6次産業化ビジネスへの取組でございます。

事業内容としましては、センターを中心としたアドバイザー派遣や技術相談の実施、フードバレー推進協議会を通じた新製品開発、商談会への出展等を実施いたします。

なお、今年度は、コロナ対策及び7月豪雨での被災地支援として、会員企業の方々の商品を、協議会のECサイト「くまもと県南ふうど市場」でインターネット通販を実施しております。

9ページをお願いいたします。

県産農林水産物等緊急流通対策事業につきましては、5月専決により事業化したものでございますが、一部事業が終了したのもございますので、御報告させていただきます。

2の(2)に掲げているECサイトを通じたキャンペーンでは、外出自粛等により滞留していた馬刺しや牛肉、フルーツ、加工品などを詰め合わせ、約2か月で1万1,000セットを完売し、参加事業者の方々からも好評を得たところでございます。

今後も県産農林水産物の流通拡大に取り組んでまいります。

流通アグリビジネス課は以上でございます。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でございます。

11ページをお願いします。

上段、協同農業普及事業でございます。

これは、農業改良助長法に基づき、本庁及び11の地域振興局にあります普及職員が、直接、農業者に対して農業技術や経営指導を行うものです。

下段のスマート農業普及推進事業は、スマート農業を推進するための作物別の経営指標

の作成や現地での技術実証、農業関係高校と連携した実演会の開催、また、スマート農業の情報を提供する農業情報拠点サイトの運用を行うものです。

12ページ、上段の病虫害発生予察事業費でございますが、これは、植物防疫法に基づき発生予察を実施することで、病虫害の適切な防除を行い、被害を最小限に抑えるとともに、様々な防除技術を組み合わせた総合的な病虫害防除の推進を図るものです。

下段の地下水と土を育む農業総合推進事業は、平成27年4月から施行しております地下水と土を育む農業推進条例に基づく事業で、県民への理解促進や化学肥料農薬を削減するための技術導入支援、くまもとグリーン農業の推進などでございます。

13ページをお願いします。

農業研究センター試験研究費でございます。

農業技術開発の拠点として、稼げる農業の実現に向け、耕種部門では、イチゴの「ゆうべに」など、県オリジナル品種の育成や品質、収量を高める技術の開発、畜産部門では、優良種雄牛の開発や飼料作物の低コスト生産技術などの開発に取り組むものでございます。

農業技術課は以上でございます。

○井上農産園芸課長 農産園芸課でございます。

15ページをお願いいたします。

上の段、主要農作物種子生産改善対策事業です。

昨年制定いたしました、いわゆる熊本県種子条例などに基づき、優良品種の決定調査から、種子の安定的な生産、供給に至る対策を実施し、種子産地強化計画を策定するため、種子産地の具体的計画である種子産地強化ビジョンの作成支援を行うものです。

下段の使用済農業生産資材適正処理化事業

です。

施設園芸のビニールを中心に、農業の生産活動から排出される農業用廃プラスチック類を適切に処理することを目的としておりまして、2、事業内容のとおり、適正処理のための会議やチラシ等の作成、配布を行います。

下の上の段、強い農業づくり支援事業です。

これは、2、事業内容にありますとおり、農業協同組合、営農組織などが行う産地競争力強化のための施設等の整備に対する助成を行うものです。

農産園芸課は以上です。

○上村畜産課長 畜産課でございます。

23ページをお願いします。

家畜保健衛生所施設整備事業でございます。

これは、家畜伝染病発生の際に、防疫活動の危機管理拠点となる家畜保健衛生所の疾病診断能力の高度化、迅速化及びバイオセキュリティの確保を図るため、施設整備を行うものでございます。

今年度につきましては、阿蘇及び城南家畜保健衛生所の建築、解体工事、天草家畜保健衛生所の設計委託の経費でございます。

24ページ下段、くまもと畜産物流通戦略対策事業の県産牛肉指定店開拓・消費拡大対策事業でございます。

これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響からの反転攻勢といたしまして、県産牛肉のブランド化に向けた首都圏等の大消費地において、販売拠点となる取扱指定店の新規開拓や消費者向けのPR活動に対して助成するものでございます。

畜産課は以上でございます。

○楮本農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

31ページをお願いいたします。

農地集積加速化事業でございますが、令和5年度までに全農地の8割を目標に、担い手への農地集積を支援するものでございます。

2の事業内容、(2)の農地集積等交付金事業では、県独自の取組としまして、重点地区等を設置し、集積を進めてまいります。

また、(3)の機構集積協力金交付事業では、農地中間管理機構へ農地を貸し付けた地域等へ協力金を交付する事業でございます。

下のページ、熊本型新規就農総合支援事業は、就農希望者を相談から就農定着までトータルで支援する事業でございます。

2の事業内容、(1)新規参入者育成体制整備事業は、就農相談等の対応をします新規就農支援センターや就農前の研修を実施します認定研修機関等に対しまして助成をする事業でございます。

(3)未来の新規就農者掘り起こし事業では、中学生に対しまして、農業高校と連携いたしまして、将来の職業選択のきっかけづくりを進めてまいります。

農地・担い手支援課は以上でございます。

○田代国広委員長 次に、付託議案等について、渡邊農林水産政策課長から、9月補正予算及び8月専決予算について総括説明を行い、続いて、担当課長から、資料に従い、順次説明をお願いします。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

お手元のブルーの表紙、農林水産常任委員会説明資料(予算関係及び条例等関係)について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和2年度8月専決・9月補正予算総括表でございます。

9月補正、(C)の欄の一番下でございますが、農林水産部全体の9月補正予算は、219億5,100万円余の増額補正で、9月補正後の

総額は、一番右の欄、計の一番下のとおり、1,110億8,600万円余となっております。

稼げる農林水産業のさらなる発展等に向けた取組に必要な政策的経費である、いわゆる肉づけ予算や新型コロナウイルス感染症への対応に必要な予算などを提案しております。

なお、8月21日に、知事専決処分により補正予算を編成させていただいております。

8月専決、(B)の欄の一番下ですが、農林水産部全体の補正予算は、347億9,900万円余の増額補正でございます。

令和2年7月豪雨災害により被災した農林水産業の復旧、復興を図るために必要な予算を計上いたしております。

ここで、農林水産常任委員会説明資料の別添「令和2年7月豪雨に係る被害と農林水産部の対応について」を御覧ください。

令和2年7月豪雨災害に対する当部の対応等を取りまとめましたので、ここで簡単に御説明申し上げます。

まず、1ページから被害状況です。

下のページをお願いいたします。

部長の冒頭説明にもございましたが、令和2年7月豪雨による農林水産関係被害は、農地や農業用施設の損壊、山腹崩壊や林道ののり面崩壊等、9月末時点で約1,019億円となっております。これは、過去30年間で熊本地震に次いで2番目の規模です。

現時点で、被災市町村からおおむねの被害報告が上がってきており、今後、被害額確定に向け精査を行ってまいります。

続いて、4ページ、5ページに被害の状況写真を掲載しております。

たばこの浸水、ハウスやトラクターの損壊、農地の土砂堆積、山腹崩壊や農道、林道ののり面崩壊、アサリやヤマメのへい死、流木の漂着等、県内の広範囲で被害が発生いたしております。

次に、6ページから当部の対応です。

7ページをお願いいたします。

1つ目の丸のとおり、発災直後から、県内11か所の全ての広域本部、地域振興局内に、栽培技術のみならず、販売や制度融資等、被災者からの様々な相談をワンストップで受ける営農相談窓口を設置いたしております。

下のページをお願いいたします。

2つ目の丸ですが、県職員延べ136名により、市町村業務である農地、農業用施設の被害状況の調査を代行いたしました。

9ページをお願いいたします。

孤立集落解消の観点から、県職員延べ58名が自ら球磨村の全ての林道約104キロを踏査するとともに、国道219号の啓開と合わせて林道を啓開するため、市町村支援や応急復旧を行いました。

下のページをお願いいたします。

流木等の漂流、漂着物については、海岸管理者、漁業者、また、国土交通省と連携し、回収作業を行いました。

11ページをお願いいたします。

被害が甚大であった芦北、球磨地域振興局に専任の技術職員を増員し、市町村が行う農地や林道等の災害復旧について、実務指導等を行っています。

また、農地、農業用施設の災害復旧事業で、高度な技術を要する9地区については、県営事業として実施するとともに、芦北地域振興局管内において、緊急的に取り組むべき山地災害の復旧事業36か所については、国の権限代行によって実施いたします。

下のページをお願いいたします。

農林漁業者への支援として、国に先駆け、いち早く県独自の金融支援制度を創設するとともに、その他の支援策も含め一覧で整理し、農林漁業者に対し周知を図っています。

また、農業用機械や施設の復旧については、国の補助に県も上乘せ補助を行い、さらに市町村とも連携して、最大で補助率が9割となる支援策を講じています。

下の四角にございますとおり、国に対し、

農林水産基盤の早期復旧等に関する緊急要望を行い、補助率のかさ上げ等が実現に至ったところです。

元のブルーの表紙、農林水産常任委員会説明資料(予算関係及び条例等関係)にお戻りください。

各予算の詳細につきましては、これから主なものを各課から御説明申し上げますが、まず2ページを御覧ください。

4段目の説明欄の農業公園運営事業のように、新型コロナウイルス感染症に対応する施策については、四角囲みで「コロナ対策」と記載しております。

そのほか、後のページで出てまいります。先ほど御説明申し上げました主要事業及び新規事業と同様に、「熊本地震」「7月豪雨」「強靱化」「T P P等」と施策の性質を記載いたしております。また、新規の事業につきましては、マル新と記載いたしております。

それではまず、農林水産政策課の予算について御説明申し上げます。

2ページ、4段目の農業公園費の説明欄、農業公園運営事業は、今般の新型コロナウイルス感染症の県内発生に伴い、閉園やイベントの中止等を行ったことによる指定管理者に対する入園料、使用料の減少分や感染防止対策に要した費用の補填です。

農林水産政策課は以上でございます。

○田代国広委員長 補正関係の説明を求めます。

○千田政策審議監 団体支援課でございます。

3ページをお願いいたします。

2段目の農業信用基金協会出資金と3段目の経営対策資金助成費は、右の説明欄のとおり、3月に専決処分により創設しました新型コロナウイルス対策経営安定資金につきました

て、8月補正で融資枠を増額いただいた林業分と水産分に加え、農業分の融資枠8億円を増額するため、必要となる利子補給費、保証料の助成及び債務保証に係る出捐について増額補正を行うものです。

最下段の農協合併推進事業費は、説明欄のとおり、合併に必要な施設や設備等の経費に対する支援により、JAの合併を推進するための経費です。

4ページをお願いいたします。

2段目の水産業協同組合指導費は、説明欄のとおり、漁業共済組合による漁業共済への加入促進活動を支援するための経費を増額するものです。

団体支援課は以上になります。

○深川流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

5ページをお願いいたします。

2段目の農産物流通総合対策費の説明欄、1、地域未来モデル事業は、食品製造業の企業等の先進的な設備投資に対する助成になります。

2、6次産業化総合支援強化事業につきましては、6次産業化の推進に必要な施設整備等に対する助成等を計上しております。

下から2段目、新しい農業の担い手育成費の説明欄、企業の農業参入トータルサポート事業につきましては、企業の農業参入に対する調査、資材等の初期経費に対する助成や、参入後の定着を支援するため、追加設備投資に対する助成となっております。

流通アグリビジネス課からは以上でございます。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でございます。

6ページをお願いいたします。

2段目の農業改良普及管理運営費は、公用車の購入費で、3段目の農業改良普及推進費

は、スマート農業普及推進事業における作物別の経営指標の作成や技術の実証等に要する経費でございます。

5段目の土壌保全対策事業費は、地下水と土を育む農業総合推進事業で、県民運動の展開や生産者が行う環境保全型農業への支援等に要する経費でございます。

次の農業研究センター費は、研究所の施設や設備の改修、試験研究備品の購入に要する経費でございます。

農業技術課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○井上農産園芸課長 農産園芸課でございます。

8ページをお願いいたします。

2段目、農作物対策推進事業費、説明欄の樹園地型新規参入受入体制構築支援事業は、新規事業でありまして、新規参入が進まない果樹、お茶部門におきまして、樹園地を中間的に管理し、新規参入者に引き継ぐ体制整備を行い、必要な機械、施設等の導入に対する助成です。

3段目、米麦等品質改善対策事業費、説明欄のくまもとの米新産地育成戦略事業は、2つの事業がございまして、トップグレード米づくりチャレンジ支援事業として、県優良品種「くまさんの輝き」の品質を維持しながら普及拡大を進め、認知度向上と安定した需要確保を図る取組に対する助成です。

また、中食・外食・輸出用米づくり産地育成事業として、中食、外食向け業務用米としての多収性品種の低コスト生産技術確立や、加工用米飯の需要拡大及び輸出用米の販路拡大に対する助成です。

下の野菜振興対策費、説明欄の1、露地野菜生産拡大事業は、新規産地育成や産地の大規模化、実需者ニーズに対応した出荷体制確立等の取組に対する助成です。主にキャベツで取り組みます。

2、攻めの園芸生産対策事業は、園芸作物の生産力の維持、拡大及び気象災害に負けない産地づくりに必要な施設、機械等の導入に対する助成です。具体的には、耐風性ハウス、強化棚、谷の自動開閉装置などをこれで助成いたします。

3、畑作構造転換事業は、バレイショなどについて、畑作営農の大規模化に対応するため、省力作業体系の導入や生産性向上技術を導入する生産者組織等に対する助成です。

10ページをお願いいたします。

1段目、説明欄の4、くまもとトマトリノベーション推進事業は、価格低迷が問題となっているトマトについて、品質改善に向けた技術開発や実証及び新たな需要創出など、単価向上の取組に要する経費です。生産面から品質向上、食味向上、作期見直し、出荷予測等に取り組みます。

2段目、生産総合事業費、説明欄の産地パワーアップ事業は、収益性向上に一体的かつ計画的に取り組む産地の生産体制強化に向けた施設整備などを行う農業団体等に対する助成です。ブロッコリー植付け機やトラクターなどでございます。

3段目、水田営農活性化対策費、説明欄のくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業は、土地利用型農業におけるコスト低減、組織化推進などに必要な機械導入に対する助成及び中山間地など地域を越えた共同利用機械の導入に対する助成です。田植機、トラクター、コンバインなどでございます。

農産園芸課は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○上村畜産課長 畜産課でございます。

11ページをお願いします。

2段目の国庫支出金返納金でございますが、これは、畜産クラスター事業で取得しました飼料用トウモロコシを貯蔵するバンカーサイロの擁壁の一部撤去に伴う国庫支出金の

返納をお願いするものでございます。

下段、畜産生産基盤総合対策事業費でございます。

説明欄、2の放牧活用型草原等再生事業は、阿蘇の草原再生や中山間地域等の耕作放棄地の利活用を図るため、放牧に必要な牧柵や給水施設等の条件整備や家畜導入に対する助成を行うもので、地方創生推進交付金を活用しております。

12ページをお願いします。

説明欄、4のひと・うし・しごとづくりステップアップ事業は、新規事業でございますが、これは、経営感覚に優れた畜産経営者の育成、確保に向けた研修、就農支援体制の構築を目的とするもので、空き牛舎を活用した研修や新規就農支援に取り組む農業団体への助成でございます。本事業も地方創生推進交付金を活用しております。

下段、循環型耕畜連携体制強化事業費でございます。

説明欄、2の自給飼料活用型TMR利用拡大支援事業は、新規事業でございますが、これは、飼料費の低減や省力化に有効なTMRの肉用牛農家への利用拡大に向けた実証等を行う農協等に対する助成でございます。

13ページ、最下段、家畜衛生・防疫対策事業費の説明欄、家畜衛生管理指導事業は、豚熱等の病原体の養豚農場への侵入を防ぐため、県内養豚農家が一体となって農場のバイオセキュリティ向上に取り組む経費に対する助成でございます。

畜産課は以上でございます。

○楮本農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

14ページをお願いいたします。

2段目、農村地域農政総合推進事業費でございますが、説明欄、2の農地集積加速化事業は、市町村等が取り組みます農地集積や人・農地プランの実質化に対する助成でござ

います。県内900地区で人・農地プランの実質化を進めてまいります。

また、4の未来へつなぐ地域営農組織経営力強化支援事業は、既存の組織や法人が経営力向上のために取り組みます組織の再編や統合に対する助成でございます。

下のページ、5のくまもと農業の継承支援事業は、高齢化等によりましてリタイアします農家の経営資産を新規就農者等に継承する取組に対する助成でございます。県下全域をカバーします、離農予定者や就農希望者等のデータベース化とマッチング等による継承の仕組みづくりを構築してまいります。

下段の農業改良普及費でございますが、説明欄、1のくまもと農のひとづくり事業は、農業経営塾等、農業者のスキルアップを図る講座開設に要する経費でございます。

2の熊本とつながる農業外国人材育成事業は、本県で働きます農業外国人材を対象としました農業の知識や技術の習得支援に要する経費でございます。

16ページをお願いいたします。

上段の農業構造改善事業費でございますが、説明欄の担い手づくり支援交付金事業、旧経営体育成支援事業でございますけれども、担い手に対する農業用機械や施設の導入を支援する国の事業でございます。

最下段の農業大学校費でございますが、2の農大施設保全改修事業は、施設保全計画に基づきます施設の改修に要する経費でございます。

農地・担い手支援課は以上でございます。

○田代国広委員長 次に、8月専決関係について説明を求めます。

○深川流通アグリビジネス課長 37ページをお開きください。

ここからは、専決処分の報告及び承認についてでございます。

2段目の農産物流通総合対策費の説明欄、被災直売所農産物販路確保緊急支援事業につきましては、新規事業となります。

7月豪雨により売上げが激減した直売所を支援するため、仮設店舗、出張販売、インターネット通販等に係る経費を助成するものでございます。

地域の直売所には、それぞれ多くの生産者の方々が出荷されておられます。直売所の販売回復を通じて、地域の生産者の方々を支援してまいります。

流通アグリビジネス課からは以上でございます。

○井上農産園芸課長 農産園芸課でございます。

38ページをお願いいたします。

2段目、生産総合事業費、説明欄の強い農業づくり支援事業（被災産地施設支援対策）は、新規事業であり、令和2年7月豪雨などにより被災した共同利用施設の修繕、再取得等を行う農業者の組織する団体等に対する助成です。

4段目、現年共同利用施設災害復旧費、説明欄の農業共同利用施設災害復旧事業は、新規事業であり、令和2年7月豪雨などにより被災した共同利用施設の原形復旧を行う農協等に対する助成でございます。

農産園芸課は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○楮本農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

39ページをお願いします。

農業構造改善事業費でございますが、説明欄の強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）は、7月豪雨で被災をしました農業者の農業用施設や機械等の復旧に対し助成するものでございます。

発災に伴いまして、国が事業を発動し、補

助率を10分の5に引き上げました。県も10分の2を助成いたします。市町村の助成を含めますと、最大9割の補助となります。被災農業者がスムーズに事業に取り組めるよう支援をしてまいります。

農地・担い手支援課は以上でございます。

○田代国広委員長 経営状況等報告関係について説明を求めます。

○井上農産園芸課長 51ページをお願いいたします。

報告第20号、一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の経営状況を説明する書類の提出についてです。

概要は、次の52ページをお願いいたします。

この法人の設立目的は、1、基本情報、(1)のとおり、野菜生産出荷安定法に基づく価格安定事業を行うことにより、野菜生産農家の経営の安定と消費地への野菜の安定供給を図ることを目的としております。

2、令和元年度の決算の概要についてです。

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を実施する公益目的事業会計と基本財産の運用を行う法人会計に区分しております。

事業活動の効率性を表す一般正味財産の経常利益については、(C)欄のとおり、公益目的事業で846万円余の減、法人会計で622万円余の増となりました。その結果、一般正味財産の合計は、(H)欄の合計のとおり、223万円余の減となっております。指定正味財産は、県からの補助金が該当しますが、(K)欄のとおり、前年より1,630万円余の減となっております。

これにより、正味財産期末残高は、下から2番目の合計のとおり、3億4,530万円余で、昨年度より1,855万円余の減となっておりますが、これは、実施事業において、交付

予約数量が減少したことによる県の積立金造成額の減少と保証基準を下回った品目に交付された補給交付金の増額が主な要因となっております。県の積立金造成額は、交付予約数量によって毎年増減するため、指定財産の減少は問題ないと考えております。

また、当法人の令和元年度の経営収支は、(C)欄の合計のとおり、223万円余の赤字となっておりますが、(J)欄の合計のとおり、一般正味財産期末残高が1,631万円余であり、当面の間、経営状況に問題はないと考えております。しかし、毎年赤字が続く場合、JAからの運営事業費負担金を増額する必要があると考えております。

続いて、53ページをお願いいたします。

3、事業実績等についてです。

(3)の補給交付金の交付実績としては、保証基準額を下回ったアスパラガスや冬春ミニトマトなどの15品目に合計5,954万円余を交付しております。

農産園芸課は以上でございます。

○上村畜産課長 畜産課でございます。

55ページをお願いします。

報告第21号、公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

概要は、56ページをお願いします。

この法人の設立目的は、1、基本情報、(1)のとおり、畜産農家や団体への経営指導、技術指導、畜産物価格安定対策等を通じた畜産振興と畜産物の安定供給を目的としております。

2、決算の概要についてでございます。

畜産物価格安定対策等を実施する公益目的事業会計、家畜の登録事業を実施する収益事業等会計、基本財産の運用を行う法人会計に区分しております。

一般正味財産の経常収益については、(A)欄のとおり、公益目的事業で8億7,214万円

余、収益事業等で3,197万円余となりました。

経常外収益と合わせた一般正味財産は、(H)、合計欄のとおり、前年度より629万円余の増となっております。指定正味財産は、肉用子牛生産者補給金や肉用牛肥育経営安定対策の生産者積立金が該当しますが、(K)欄のとおり、前年度より36億7,573万円余の減となっております。

これにより、正味財産期末残高は、JプラスM欄のとおり、28億4,954万円余となり、HプラスK欄のとおり、昨年度より36億6,944万円余の減となっておりますが、これは、肉用牛肥育経営安定対策の3年間の積立期間が一旦終了し、指定正味財産として管理していた積立金約43億円の無事戻しを行ったためであり、適正に運用されていると考えております。

3の事業実績等でございます。

(1)、(2)、(3)が公益目的事業会計、(4)が収益事業等会計になっております。

最初に、(1)は、畜産経営体の育成、経営支援を行うもので、国、県や農畜産業振興機構の事業等を活用しまして、畜産農家に対し、情報提供や経営改善指導などを行っております。

(2)は、国民生活の安全安心に資する家畜衛生対策の推進でございます。

家畜の疾病予防や家畜伝染病発生時の対策などのため、ワクチン接種や家畜防疫互助基金制度など、衛生対策を推進しているところでございます。

(3)は、畜産物の価格安定を図る業務でございます。肉用子牛生産者補給金及び肉用牛肥育経営安定交付金において、生産者積立金の管理及び補填金交付業務を実施しております。

(4)は、家畜の改良、登録の推進ということで、肉用牛の固体登録、登記や産肉能力の統計分析等を実施しております。

以上が公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況についての概要でございます。

引き続きしっかりと指導してまいります。

畜産課は以上でございます。

○楮本農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

59ページをお願いします。

報告第22号、公益財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

概要につきましては、次の60ページをお願いいたします。

農業公社の設立目的は、基本情報、(1)のとおり、農地保有の合理化等による農業経営基盤の強化や農業後継者の育成確保、農業公園の管理運営等により、本県農業の発展に寄与するというを目的としてございます。

次に、2の決算の概要についてでございます。

農地中間管理事業や新規就農支援事業を実施します公益目的事業会計、熊本県農業公園管理運営等事業を実施します収益事業等会計、基本財産運用の法人会計に区分してございます。

一般正味財産の経常増減額、(C)欄でございますけれども、公益目的事業で220万円余の減、収益事業等で248万円余の減となり、法人会計を含めました合計は、545万円余の減となっております。また、指定正味財産増減額、(K)欄でございますけれども、これは出資金や出捐金等が該当しますが、345万円余の減となっております。

正味財産期末残高、下から2段目の右の欄でございますけれども、6億9,800万円余で、その下の段、昨年度より892万円余の減額となっております。これは、公益法人の認定基準に、公益目的事業につきましては、原則、収支均衡というのが要件となっております、前年度、平成30年度、850万円の収益

がございまして、それを解消するものであり、問題はないというふうに考えております。

続きまして、右のページ、3の事業実績等でございます。

まず、事業の中心となります(1)の農地中間管理事業の農地の貸借は、借入れ、貸付けともに約1,000ヘクタールと、前年並みの実績でございました。

(2)は、農地売買の実績でございますが、同様に前年並みの実績となっております。

(3)の新規就農支援事業につきましては、新規就農支援センターの活動を通じまして、539件の相談に対応してございます。

最後に、(4)熊本県農業公園管理運営等事業についてでございますが、新型コロナによりまして、入園者が前年度より約8万人少ない43万人となったところでございます。

以上が公益財団法人熊本県農業公社の経営状況についての概要でございます。

農地・担い手支援課は以上でございます。

○深川流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

75ページをお願いいたします。

報告第33号、地産地消の推進に関する施策の報告についてでございます。

概要につきましては、82ページにて説明させていただきます。

82ページをお願いいたします。

まず、1、地産地消の推進に関する施策の報告につきましては、くまもと地産地消推進県民条例第10条第2項の規定により、毎年度、県における地産地消の推進に関する施策を報告するものでございます。

次に、2、報告の内容でございますが、令和元年度につきましては、10部局89施策に取り組みました。

次に、令和2年度につきましては、(1)から(5)の5つの観点から、10部局82施策に取

り組んでまいります。

まず、1つ目の観点は、(1)県民の県内農林水産物等への理解の深化及び郷土愛の育成でございまして、6部局20施策の取組を行います。

県民の地産地消への関心を喚起し、実際の地産地消行動につなげることで、県産農林水産物等の消費を拡大するため、地産地消協力店とテレビ等のメディアを活用した効果的なPRを展開してまいります。

2点目は、(2)県内農林水産物等の流通の促進及び消費の拡大でございまして、8部局34施策の取組を行います。

県内の物産館、直売所及び量販店等における県産農林水産物等の販売促進活動を支援し、県産農林水産物等の流通の促進及び消費の拡大を図る取組を行ってまいります。

また、これまでの取組に加え、今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により滞留した県産農林水産物等の消費拡大を図るための取組も実施いたします。

3点目は、(3)経済循環及び地域活性化でございまして、4部局19施策の取組を行います。

生産者により高い利益をもたらす農産加工などの6次産業化への取組を重点的に進め、稼げる農林水産業の実現を目指します。

4点目は、(4)農林水産業が果たす多面的機能の再認識でございます。2部局6施策の取組を行います。

農林水産業及び食に関する体験イベント等を通じ、都市住民と農山漁村住民、生産者と消費者の交流活動を促進する取組を実施いたします。

5点目は、(5)条例の周知、意識啓発等、条例の直接的な推進に係る取組で、6部局3施策の取組を行います。

県の地産地消サイトなど、様々な広報媒体の活用や各種イベントなどの機会を通じて、県民への条例の周知、浸透を図ってまいりま

す。

なお、令和元年度の実績を83ページから99ページに、令和2年度の計画を100ページから111ページに掲載しております。

今後も、条例の趣旨に沿い、地産地消の推進に力を入れてまいります。

流通アグリビジネス課からの報告は以上でございます。

○田代国広委員長 以上で執行部の説明が終わりましたが、主要事業等をはじめ、かなり多岐にわたっておりますが、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○前川収委員 まず、新規事業説明のピンクのやつですね。ピンクの表紙の資料の中の31ページ。

農地集積加速化事業ということで、今一生懸命、農地の集積を図っていただいておりますけれども、この集積を急がないと、やっぱり農家の平均年齢がかなり高齢化しているという状況の中で、担い手がいなくなり、農地が空いてしまうという状況になるために、それを防ごうということで頑張っていただいておりますが、これと併せて、ちょっとふくそうして申し訳ないんですけども、ブルーのやつは農業公社ですね。県の農業公社の中で行われております農地中間管理機構等の事業との関連性ですね。

つまり、同じような事業を2か所でやるような感じに今説明を受けながら聞こえてきたんですけども、ここをしっかりと——中間管理機構では、新規参入者に農地を回していくとか、それからいろんな状況を入れながら農地の活性化をしていくというお話ですけども、それはあまり、この集積加速化事業

と変わらないというのかな、事業名がこっちで、やってるのは農業公社の中にある中間管理機構でやってらっしゃるのかどうなのか、ちょっとその辺の説明を——ちょっとまだありますので、説明していただければと思います。これが第1点です。

それから、もう1点、畜産課ですけれども、ピンクの資料の24ページ、くまもと畜産物流通戦略対策事業ですね。

「コロナ対策」8月補正ということになってますけれども、6月議会のときだったと思いますが、県産和牛の、とりわけ黒牛のほうですけれども、いっぱい名前があって、ブランドがたくさんあるから、県内ブランドを統一したほうがいいというお話をさせていただきました。

その後の経緯が、この中で何も書いてないような気がするんですけれども、ずっとマスコミ等のニュースを見てても、もともとブランドの冠になる名前はあったのかなかったのか、あってもよく目立たないという状況があって、そこはどう決めたのかですね。この事業の中で、これ取り組んでらっしゃるのか。その点、2点についてお尋ねしたいと思います。

○楮本農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

まず、農地集積の件についてでございますが、中間管理機構の事業を話します前に、ちょっと県の全体の目標といたしますか、そっこのほうから説明させていただきたいと思っておりますが、平成24年度に、令和5年度を目標といたしまして、先ほど説明しましたけれども、全農地の8割を担い手に集積しようということで進めてまいっております。年間2,100ヘクタールを積み上げていくと、最終的に令和5年度には8割になりますよということで計画をしているところでございますが、その2,000ヘクタールの中でも、中間管理機構を

活用して集積をするというのが、そのうちの900ヘクタールございます。これは新規の分ということで、そのほか、更新分とか等々ございますので、全体的には、中間管理機構、年間2,000ヘクタールを取り扱うということになるんですが、2,000ヘクタールに対しましては、新規で900ヘクタール、これが中間管理機構が目標に集積を進めていく数字でございます。

それでは、事業との関係でございますが、31ページで言いますと、事業内容の(1)集積等活動支援事業、ここの中には、中間管理機構に駐在しております農地集積専門員、ここで配置をいたしまして、積極的な取組を推進しているところでございます。また、(3)の機構集積協力金交付事業でございますけれども、これは、農地中間管理機構に農地を貸し付けた場合に、地域等に協力金が交付されるという事業でございます。こういう事業を使いながら、県と一体的に進めているというのが実態でございます。

特に、農地中間管理機構につきましては、先ほど言いましたように、集積の核となるというところでございますけれども、毎回、中間管理機構だけではなくて、農業委員会等々の協力も必要となってまいりますので、農地中間管理機構、農業公社でございますけれども、農業会議、それから県、一体的に今進めているというような状況でございます。

実績につきましては、ちょっと地震後、目標に達しておりませんが、現在の年間2,000ヘクタールでいけば、令和5年度までには、目標の8割を達成するというような状況でございます。

以上でございます。

○上村畜産課長 県産牛肉、特に黒毛和牛のブランド化についてでございますけれども、24ページ下段のこのくまもと畜産物流通戦略対策事業におきましては、県産牛肉、黒毛、

あか牛、味彩牛、それぞれの振興を図っております。この事業も使いながら、6月議会のときに申しあげました黒毛の名称というか一本化につきましても、1回会議をしまして、各団体プラス企業畜産の方も入ってもらって、どういうところに課題があるのか、今後どういうふうに売っていけばいいのかということは今検討しているところです。今月もう一回、その第2回目の会議を行うこととしております。

現在、並行しながら、表現の仕方といいですか、くまもと黒毛和牛というのが、なかなか表に出てませんでしたので、現在行っております「食べて元気に!!くまもとの牛肉キャンペーン」、県内約106店舗で行ってますけれども、10月31日までありますが、その表現の仕方としましては、くまもと黒毛和牛の中に「和王」があったりとかするような表現で書いております。

今後とも、引き続き検討を進めて、それぞれの団体がこれまで持ってた冠というか、そういうのもなくす、表現の仕方として、くまもと黒毛和牛というのを表に出す方向でやっているところでございます。

○前川収委員 まず、農地中間管理機構とそれから担い手支援の農地集積の話なんですけれども、年間2,000ヘクタールを目標に、令和5年までに全農地の8割という非常に高い目標を設定していただいておりますけれども、ぜひこれ頑張ってもらいたいと思います。やり方は、いろいろあるんだろうと思います。今お話を聞きながら、私がよく知ってるというのかな、やってるのは、ここには今日はまだいらっしゃいませんけれども、面の農地の集積だけじゃなくて、農地の用水とか排水とかの施設整備のほうをやりながら、同時に農地集積をかけていって、そのことによって、この頂ける協力交付金かなんかでいわゆる受益者負担金分を賄っていくと

いう非常に効率のいいやり方、私の地元でもたくさん使っていただいているようでありますけれども、そういうことも含めていただいているということでもあります。

いずれにしても、このまま農家が高齢化していくということを前提で考えていけば、この集積をしっかりとやっていかなければ、知事がうたっていた農地を有効に使うという部分ができなくなると思いますので、しっかり頑張ってもらっていただければと思います。できれば、目標をしっかりと達成できるようにお願いを申し上げます。今のままでは少し厳しいというお話でしたので、ぜひ目標達成をやっていただければと思います。もう答弁は要りません。

それから、畜産のほうは、今話をやってらっしゃるそうですけれども、まだ全然県民の目には触れてないという状況であります。もちろん決まったらしか言えないと思いますけれども、決まったなら大々的にやっぱ熊本黒毛和種の統一ブランドということや打って出ないと、今までの名前が非常に強く定着されてて、しかも、それがあまり効果を出してないということ、販売効果を出してないということでもありますので、そこはぜひ何らかの打ち出し方をしっかりと考えていただければというふうに思います。

今年中にはまとまりますかね。これだけ質問で答弁をお願いします。

○上村畜産課長 第2回目を今月やりますので、あと1回か2回会議を行いまして、方向性を完全に決めまして、年度内というか……。

○前川収委員 年度内、年度、年じゃなくて。

○上村畜産課長 年だとちょっと厳しいと思います。

○前川収委員 年度内にはしっかり熊本の黒毛和種の新しい時代が来るように頑張ってください。

以上です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○濱田大造委員 ピンクの冊子の9ページ、コロナ対策で、ECサイトのキャンペーン事業が非常に効果的だったと、8月までに1万1,000セット完売ということなのですが、こういうニーズが非常に高いと思います。これ予算がついたときだけで、これでもう完結して、今後継続する事業となるのかならないのか、その辺の事情を教えてください。

○深川流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

今回のこの5月専決の事業につきましては、非常に評判がよくて、事業者の方からも非常に好評だったということをお報告させていただきました。

継続についてはあるのかというお話なのですが、県の予算とは別に、事業者の方のほうで、ぜひ第2弾を自ら打っていきたいというお話もあっておりまして、自走という形でやっていきたいというのが1つ、もう一つが、先ほど青のほうの8月専決で御説明させていただきました37ページの事業なのですが、被災直売所、今回は地域限定ではございますけれども、この被災直売所で取り扱っている商品をまたECサイトのほうで支援していこうという取組を実施していく予定でございます。

こういった形で、自走する部分と我々が支援して厚くしていく部分、そういったものをめり張りつけていきながら、今後もECサイトの普及に力を入れてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○濱田大造委員 ぜひよろしくお願ひします。

あと1点いいですか。

この青い冊子のほうの14ページ、耕作放棄地解消事業関連で質問なんですけど、私も県内いろんなところに出向く機会が過去ありまして、いろんな農地見てきたんですが、平坦地では、ほとんど耕作放棄地という現象は見られなくて、ほとんどが中山間地域で起きていると思うんですが、私の認識としては、戦後、食料事情が非常に厳しいときとかに、農家の担い手の方が中山間地域の厳しいところを開墾していったと。

結局、今耕作放棄地になってるエリアというのは、もちろん担い手が高齢化になって、もう農業ができないと。そこで作られている農作物ってほとんどが米だと思うんですね。ですが、実際は米余りの状態がずっと続いて、ならば耕作放棄地、耕す人がJAに頼んで、もうこれJAで私の土地お願ひというケースが多いと思うんですが、でも、耕作放棄地が一向に解消されない。

私からしたら、無理に耕作放棄地、農地としてやっていくのかどうか、見極めですね、そのエリアによって。難しい、本当に機械がなかなか入らないようなところも、まだこれまでどおり農地として維持していくのか、もしくは水田以外の農作物を作るように指導していくのか、その辺の見極めが今どうなっているのかというのを教えてください。

○楮本農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

まずは、耕作放棄地等についての状況を説明させていただきたいと思ひます。

耕作放棄地、県内では、これは農業センサスからのデータでございますけれども、約3,000ヘクタールございます。ちょっとその

場所的に、平たん地、中山間地というところまでは区分はしておりませんが、そういうような状況でございます。

ただ、一方で、本事業でもございますとおり、耕作放棄地を農地化して農業を再開していただくというような取組も進めておりました。本事業、予算700万程度でございますけれども、実は、年間に今300ヘクタールほどずつ耕作放棄地が解消されております。事業を使った解消というのは、ほんの20ヘクタールか30ヘクタールということでございますので、基本的には、事業を使わなくても、皆様方が、耕作放棄地、本当に必要な農地については、農地としてまたやっていかなきゃいけないのかなというような取組が進んできているのかというふうには感じているところでございます。ただ、一方では、先ほど言いましたような数字になっておりますので、耕作放棄地も進んでいってるというところでございます。

また、一方では、もう再生ができないというようなところも農業委員会等々で調査をしていただいて、昨年度につきましては、約500ヘクタールの非農地化というのも進めていってるところでございます。

そういった中で、本当に残すべき農地はどこなのかというようなところで、今地域で、要は、ちょうど人・農地プランの実質化ということで話し合いを進めていってらる中でございますので、そういうところでしっかり、どの農地を残していくんだというところを皆さんで協議をしていただいて、進めていただければなというふうに思っております。

それと、もう一つが、委員からもございましたとおり、やはり中山間地につきましては、担い手がもうほとんどいないというようなことで、事業にもございましたけれども、地域営農組織を進めていってらるというふうなところでございます。ただ、地域営農組織をつくっても経営的に成り立っていくのかとい

う部分もございます。そういった分につきましては、しっかりサポートをしていきたいということで、1つは、先ほど事業の中で説明しましたけれども、統合なり再編できる分についてはしっかりやっていって、経営が成り立つような地域営農組織、法人等をつくっていききたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○前川収委員 関連。

○濱田大造委員 私からは大丈夫ですよ。理解できました。

○前川収委員 いいですか。関連してよろしいですか。すみません。

非農地化なさってらっしゃる農地が、年間500ヘクタールぐらいあると。500だったかな、いらっしゃいますが、場所次第だと思えますが、さっき濱田委員がおっしゃったように、山際の開拓された、そもそも多分山だったところを農地に開植されたというところが非農地化したというときに、林業部局との連携ができてくるのかなと、ちょっと思いましてね。その農地は、山から見れば物すごくいい林地なんですね。勾配も少ないし、それは、木を植えれば、作業効率もとてもいい場所になるわけですが、その連携——だって、何かに使わないと、そのままでしょう。放置しちゃうわけですから。どうなってます。

○楮本農地・担い手支援課長 委員おっしゃるとおりございまして、非農地化、どうやっていくのかというところなんです。もう全く、やはりできないというふうなところは、山林に返すというようなことで進めておりますが、1つは、林業関係のほうでも、今センダンで、その非農地化の部分の取組というのを進

められているところでございます。林業振興課ともしっかりその辺は連携をとりまして、進めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○大平雄一委員 ブルーのほうの15ページのくまもと農業の継承支援事業について質問させていただきます。

今あつてますように、高齢化であったり、耕作放棄地、こういうところを新規就農を増やして解消していかなければいけないというところで、新規就農者にとりまして、やはり農地を取得したり、また、農業機械、こういうものを入れるということになると多額のお金が必要になってくると。そういったことで、この制度というのが、データベースでマッチングをさせるというような話で、現在の大体の実績と、それとまた、どういった助成をされているのかというところを質問したいと思います。

○楮本農地・担い手支援課長 本くまもと農業の継承支援事業は、今年度からの事業でございます。これから取り組みますというようなところでございます。

本事業を組み立てました背景でございますけれども、担い手の中心となります認定農業者に、昨年度、一昨年度調査を実施したところでございます。その結果といたしまして、約半数が10年以内に離農をする予定ということでございまして、後継者も45%程度の方が決まってないというようなことで、非常に問題があるというようなことで、本事業を組み立てたところでございました。

基本的に、新規就農者のデータというのは、相談に来られますので、しっかり把握ができるんですけれども、離農者の方々が、ど

こにどのような形でいらっしゃって、どういう資産を持っておられるというのが全然分かっておりませんでしたので、今回、市町村、農業委員会、関係機関等と連携をしまして、JAもですけれども、含めまして、そういうデータをしっかり把握をしていきたいと。そして、新規就農者だけではないんですけれども、規模拡大をしたいという方もいらっしゃいますので、そういう方々にきちっと継承されるような仕組みをつくっていききたいというようなことで考えているところでございます。

それともう一つが、先ほど言いましたように、新規就農者の方々、非常に初期投資で負担が大きいということでございますので、そういう資産を有効活用できないかというふうなことで、その事業の中で、その資産の補修だとかという部分を含めて事業とさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○大平雄一委員 ありがとうございます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○磯田毅委員 青いほうの8ページですけれども、米麦等品質改善対策事業費とありますけれども、具体的に、外食向けの業務用米としての多収性品種の面積ですね、県内での面積、どれぐらい増えているのか、どれぐらいあるのか、割合にしてですね。教えてもらえればいいですけれども。

○井上農産園芸課長 多収性品種は、「やまだわら」という品種を今一生懸命育成しております。これを進めておりますが、面積は、ちょっと調べさせていただいてよろしいでしょうか。

○磯田毅委員 後で結構です。大体、割合と

してどれぐらい。

○井上農産園芸課長 ちょっと調べさせてもらってよろこびますでしょうか。

○磯田毅委員 それともう1つ、これは要望ですけれども、赤いほうの25ページ、県産牛肉等学校給食提供推進事業というのがありますけれども、これは10分の10ということで非常に助かる事業なんですけれども、私は、牛肉だけに限らず、今回も実は一般質問でしたわけなんですけれども、主要農産物ですね。米、麦、大豆、それに油糧作物である菜種油ですね。こういったものの県産の比率というのを、ぜひ上げていってもらいたい。そういうことを国が予算措置できるなら、そういった米でも学校給食だけでもいいですので、そういった方向でお願いしたいと思います。これは要望です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○池永幸生委員 青の52ページに野菜の価格安定って項目がありますけれども、今年の夏は、もう本当に雨で価格設定ができなかったんですね。そのとき、やっぱり安定して供給をやってもらったのが水耕栽培、これから先も増えるのではなからうかなど。工場で栽培された品物を本当に毎日毎日供給していただいた、そういった形に対する助成とか、県の窓口、市の窓口、そういったやつがあるかなと思ひまして。

もう一つは、ピンクの26ページにあります馬肉。

鳥だったらチキン、豚だったらポーク、牛にはいろんな名称がありますけれども、この馬肉に関しては本当はない。やっぱり需要も下がっている中で、やはりこれから先、今業界が目を向けておられるのが多分輸出、海外に熊本でとれる馬肉を出すことによっ

て、かなりグレードアップするのではなからうかなど。そういったときの助成、また相談窓口、アドバイスをいただくような部署が今あるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○井上農産園芸課長 52ページの価格が安かったら水耕等がいいかというお話だったと思います。

水耕等は非常に安定はいたします。安定はいたしますが、非常にコストもかかります。普通の土耕に比べてコストもかかりますので、水耕でやる場合は、やっぱり売り先をしっかりと見つけるということでやられている部分が多いと思います。

ですから、ここの価格安定制度に入る分は、自分で入る入らぬというのは決められるんですけれども、ただ一つだけ言えるのは、水耕栽培は、非常に、今申し上げたとおり、相手と交渉して、相手ともう価格を決めて、出荷先も決めてやられているケースが多いものですから、そういう場合は、この価格安定制度というよりも、収入保険制度であるとか、ほかのセーフティーネットを使われてやられてる分が非常に多いと思います。

ですから、この制度は、あくまでもよく使われるのは、産地の方々がみんな一緒になって入りまして、そこで産地の維持を図りながら、価格が安くなった場合に補填するという非常にいい制度でございます。だから、個人的に入るということになれば、価格安定制度も使えますけれども、基本的には収入保険制度のほうがいいかなというふうに考えられます。

以上でございます。

○上村畜産課長 畜産課でございます。

馬肉の件でございますけれども、まず、輸出に関しましては、県内の業者の方から、輸出したいという話は、まず聞いてません。もともと、現在、熊本県で生産されている馬肉

のほとんどは、海外から素馬を導入されて、それを肥育されているので、またそれを返すというのは、そういうパターンであれば、恐らく国外でまた作るとか、そういういろんなことを経営的に考えられると思いますけれども、今のところ、輸出を、こっちで作って出したいというのは聞いてません。そもそも生産量自体が、国内の需給に対して、今現在コロナの関係で需給バランスが壊れてますけれども、これまでは供給量のほうが少なく、ちょっと価格が上がっていったというのがありますので、国内、特に熊本県でも十分食べていただいて、インバウンドの方にも食べていただくような量を作っていきたいと思っているところです。

○池永幸生委員 実際、もうアクションを起こしている業界の方も見えるんですね。台湾とかそういったところにやっぱり持っていったら、どういった方に持っていったか分からないけれども、やっぱり評判よかったと、ぜひ供給してほしいというような話までは行ってるらしいんですけども、それから先の相談窓口がないというのが1つ。

それと水耕栽培、これはもうやっぱり取り組んでいこうという会社とか、そういったところもあります。そういったところも把握されて、いろんなアドバイスなりやっていたかと助かると思います。

○井上農産園芸課長 先ほどの私「やまだわら」の話いたしたと思います。すみません。「やまだわら」は、今238ヘクタールほどなんです。ですから、全体のウルチの面積にしますと、もう数パーセントもありません。今からの品種ということでお考えいただければというふうに思います。

○上村畜産課長 大変失礼しました。そういう御意見があれば——ただ、窓口とって

も、多分数課に分かれると思いますので、特に馬の場合は、どこという所管がはっきりしてない関係上、流通対策まで含めて畜産課のほうで受けておりますので、ぜひ畜産課にでも相談していただければなど。

○池永幸生委員 また相談すると思います。

○前川収委員 すみません。1つ、答えは要りません。要望ですが、さっきから、耕作放棄地の話とそれから農業者の高齢化に伴って離農が進んでいるという話に付随して、田舎のほうには、農家が住んでた家が空き家になって、その家を買いたいという——新規参入で農業をやることを含めて家を買いたいという人がいらっしゃるんですけども、売手のほうは家だけじゃ売れないと、隣に畑がついてると。大体田舎の家ってそうなんです。田舎の方もいらっしゃると思いますけれども、家があって、家の横には農地があるんですね。そんな広いやつじゃないですよ。そういうのをセットで売ってくれと言われてときに、家は売れますけれども、農地は売れないんですね。

新規参入者は、農業者じゃないんで、それぞれ3反ぐらい農業をしとかなないと、農地を買う権利がないんですね。だから、売れないと、家だけじゃ売らないと売主は言ってる。そこはまあ地域によってもいろいろ違うと思いますし、市町村によっては、農業委員会が、新規農業参入を認めて促進するために、非常に農業者のレベルを下げて売ってもいいと、一緒に一体で売っていいということをやってらっしゃる市町村もありますけれども、やられてないところがほとんどだと思います。

これ、一つ一つの町村がそれぞれ裁量を持ってらっしゃるわけですが、熊本県として、そういった新規参入の農業者を今から育成していこうということ、これまでもお取り組み

いただいたわけでありますから、新規参入して、家を買って、農家の家ですよ、家を買うときに、セットになる農地ぐらいいは一緒に一体で売買できるような、買う側の人の条件に合わせないでいいように——農家しか買えないわけですよ、要は。農地がセットなものですから。そういうことをしっかり改善できるように、各市町村、場所によっては、都市近郊のところはなかなか難しいと思いますけれども、田舎のほうは、家とそれセットでどうぞというような形で、小国なんかはかなり引き下げてらっしゃると思いますが、そういうことをしっかり考えてやらないと、せっかくそっちに住んで農業をやろうと思ってらっしゃる方を拒否してしまうような形になるし、売る側も農業をやめて出て行って、おやじもやめたから、自分はもうこっちで仕事してるから田舎の家はもう要らないというのに、一緒に売りたいんだけど、その農地がセットだから売れないという話では困るもんですから、そこはいろいろ多分問題になってると思いますので、考えてください。どこが担当か、かぶっているの分かりません。もし答えがあればどうぞ。

○楮本農地・担い手支援課長 今委員が御指摘された分につきましては、農地法の改正がございまして、農家つきで農地を取得する場合は、市町村の農業委員会がそれを設定することができるということで、御指摘のとおり、最低100平米ぐらいから住宅つきの農地を取得するのができる市町村もございます。ただ一方で、従来どおり50アールを基準としてというようなところがほとんどでございませぬ。

ただ、市町村の中には、やっぱりそういう声が出てきているというの聞いておりますので、農業会議、それぞれの市町村の農業委員会等としっかり話しながら、連携しながら進めてまいりたいというふうに考えます。

○前川収委員 できる規定ですから、できるけどしなくてもいいわけですね。だから、そこはやっぱりもう一押し県のほうでもしてもらわないと、なかなか進まないと思います。県内、かなり進んでません。進んでいるところは、ごく僅か何町村しかないです。私、調べただけ。都市近郊は別ですよ。別な目的でその農地が使われてしまうということがあると、それは困ると思いますから。しかし、純粋に田舎のほうだったら、やっぱりそれは進めてやらないと困るなど。じゃないと農業参入が進まないということになると思いますので。

例えば、もう仕事をリタイアして田舎に住みたいと、家庭菜園を隣の1反もないぐらいちっちゃな農地でやりたいという人なんかには、とてもいいんですよ。いいところなんです。それが駄目だと言われてしまう。

今できる規定だから、できるんだけど、市町村の農業委員会が決めてくれないとできないわけですね、今でも。だから、そこはしっかり何かみんなで一押ししてください。任せてたらなかなか進まないですよ。お願いします。これは要望でいいです。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えをいたしますので、しばらく休憩します。

午前11時27分休憩

午前11時31分開議

○田代国広委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、後半グループの農村振興局、森林局及び水産局各課の主要事業等について説明を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお

願います。

それでは、担当課長から、資料に従い、順次説明をお願いします。

○渡辺農村計画課長 農村計画課です。

主要事業及び新規事業について御説明します。

お手元のピンクの表紙がついた農林水産常任委員会説明資料(令和2年度主要事業及び新規事業)の34ページをお願いします。

農業農村整備事業調査計画費でございます。

地域のニーズに応じた農業農村整備事業を実施するため、地域の現況調査、整備構想の検討、事業化に向けた計画の策定、水利施設の機能診断や保全計画の策定を行うものです。

2の事業内容(1)から(5)に記載のとおり、事業予定地の農地や農業用排水施設、用水量や排水解析等の現況調査、調査結果を踏まえ、事業実施に向けた計画書作成や経済効果の算定等を行うものです。

農村計画課は以上です。

○清藤農地整備課長 農地整備課でございます。

37ページをお願いいたします。

上段の農業生産基盤整備事業は、農業生産の基盤となる水田や畑の区画整理や用排水施設、農道の整備を地域の実情に応じて実施することにより、水利用の安定、水田の汎用化、農作業の省力化を図り、生産コストの低減や高収益作物の導入等を通じて、生産振興、農家の経営安定を図るものでございます。担い手への農地集積を促進するためのソフト事業も併せて実施します。本年度は、第二下井手地区を含めて54地区で実施する予定でございます。

下段の農村地域防災減災事業は、農地の湛水被害を防止する排水機場や海岸堤防などを

整備することにより、農地等の災害発生を未然に防止し、農業生産の維持、経営の安定を図り、併せて国土及び環境の保全に資するものでございます。本年度は、清願寺地区を含めて36地区で実施する計画です。

38ページをお願いいたします。

上段の県営中山間地域総合整備事業費は、中山間地域において、水田や畑の区画整理や用排水施設、農道の生産基盤整備事業と集落道路など生活環境整備を総合的に実施することにより、農業生産性の向上や定住促進など、農業、農村の活性化を図るものです。本年度は、美里地区を含めて17地区で実施する計画です。

下段の団体営農地等災害復旧事業費は、地震や豪雨など異常な天然現象により被災した農地や農業用施設の復旧を行い、農地の維持並びに経営の安定を図るものです。令和元年度と今年度に発生した災害で被災した農地、農業用施設の復旧を行うもので、県内全域が対象となります。

39ページをお願いいたします。

下段の災害関連大規模漂着流木等処理対策事業費は、豪雨等の影響で農地海岸に漂着した流木等の撤去を行い、海岸保全施設の機能維持を図り、災害の未然防止と国土保全を行うものです。7月の豪雨災害による流木の漂着及び流木の処理は、八代海と有明海の21海岸で実施しています。

40ページをお願いいたします。

県営農地等災害復旧事業費は、農地や農業用施設の災害復旧事業を行う箇所のうち、高度な技術を必要とするもので、一定規模以上のものについて、県が事業主体となり実施するものです。平成28年度の熊本地震で被災した西原村の大切畑ダムや7月豪雨災害で被災した球磨村の渡地区などの農地復旧など、10地区で実施する予定です。

農地整備課は以上でございます。

○後藤むらづくり課長 むらづくり課でございます。

41ページをお願いします。

上段の鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業は、有害鳥獣について、生息しにくい環境整備、侵入防止、捕獲といった戦略的な取組を加速化させ、農作物被害の低減を図るものです。あわせて、捕獲された鳥獣をジビエとして利活用することで、ビジネスの確立と中山間地域の多様な所得確保を進めてまいります。

事業内容、(2)の地域ぐるみの戦略的被害防止対策実践・推進事業では、今年度新たに、地図情報、農地GISを活用した対策等の加速化により、戦略的な被害防止手法を構築してまいります。

42ページ、中段の中山間地域等直接支払事業は、農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落協定に基づき農業生産活動を行う農業者の生産の維持及び多面的機能の確保への取組を支援するものです。本年度、県内36市町村で事業が進められております。

下段の多面的機能支払事業は、農業、農村が有する国土保全や地下水涵養等の多面的機能を維持、発揮させるため、地域の共同活動や農地、水路、農道等の地域資源の保管理を支援するものです。本年度、県内44市町村で事業が進められております。

むらづくり課は以上でございます。

○田島技術管理課長 技術管理課でございます。

44ページをお願いいたします。

地籍調査費でございます。

この地籍調査事業は、国土調査法に基づき市町村が行う土地の所有者等の調査及びその境界や面積の測量に対して助成するものでございます。県内45市町村のうち、31市町村が完了しており、熊本市をはじめ、残り14市町村で実施するものでございます。

技術管理課は以上でございます。

○笹木森林整備課長 森林整備課でございます。

45ページをお願いいたします。

2段目の主伐・植栽一貫作業システム支援事業ですが、造林経費の低コスト化を図るため、省力化が可能な伐採と造林の一貫作業システムによる造林や、このシステムに必要なコンテナ苗の生産設備の整備等について、森林組合や林業事業体等に対して支援をするものでございます。

46ページ、上段の森林環境保全整備事業ですが、当事業は、森林整備の基本となる国庫補助事業であり、植栽、下刈り、間伐など、各種施業の実施について、森林組合や林業事業体等に対して支援をするものでございます。

下段の次世代につなぐ森林づくり事業ですが、水とみどりの森づくり税を財源とした事業であり、伐採跡地の確実な造林の推進等のため、伐採跡地での再造林や広葉樹林への転換、造林後の保育に関して、森林所有者の負担軽減を図るものでございます。

47ページをお願いいたします。

林業研究・研修センター試験研究費ですが、これは、育林や林産加工に関する技術開発など、林業研究・研修センターでの試験研究のための経費でございます。

森林整備課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○山下林業振興課長 林業振興課でございます。

48ページをお願いします。

上段のくまもと林業大学校人財づくり事業は、昨年度開校したくまもと林業大学校の運営等に係る経費で、次代を担う人材となる技術と現場力を兼ね備えた林業担い手を育成してまいります。

事業内容としては、新規就業希望者を対象とした長期課程をメインに据え、林業従事者や林業経営者を対象とした専門課程、女性担い手や高校生を対象とした短期課程、さらには、一般の方を対象とした公開講座を行うこととしております。

下段のくまもと地域材利用拡大推進事業は、住宅分野における県産木材の需要拡大を図る事業で、2の事業内容にあるとおり、地域住宅生産者グループが行う産地視察や見学会、セミナー開催等へ支援を行うものです。

49ページをお願いします。

上段の林業・木材産業振興施設等整備事業は、国庫補助を活用して、県内の林業、木材産業の基盤強化を図るもので、事業内容としては、木質資源ボイラー導入やプレカット加工施設、チップ製造施設等の整備に対し助成するものです。

下段の県営林道事業は、森林の適切な管理や木材生産の効率化、山村地域の生活環境の改善等に資する林道を整備するものです。本年度は、継続8路線、新規1路線を開設予定としております。

林業振興課は以上です。

○大岩森林保全課長 森林保全課でございます。

51ページをお願いします。

治山事業です。

この事業は、豪雨災害等により荒廃した溪流や山腹の復旧工事、荒廃のおそれのある山地の予防的な防災工事、水源涵養等の公益的機能を高めるための森林整備を行うものです。施工箇所は、県下全域で取り組みます。

52ページをお願いいたします。

治山激甚災害対策特別緊急事業です。

この事業は、熊本地震により激甚な山地災害が発生した地域の緊急かつ集中的な復旧整備を、平成29年度から令和3年度までの5か年間で実施するものです。施工箇所は、阿蘇

管内で取り組みます。

森林保全課は以上です。よろしく申し上げます。

○中原水産振興課長 水産振興課です。

53ページをお願いいたします

有明海・八代海再生事業でございます。

この事業は、有明海、八代海の水産業の再生を図るため、主要魚介類の効率的な放流、増殖技術の開発等に取り組むものです。

事業内容、(1)、(2)の事業で、有明海におけるアサリやクルマエビ等の増殖技術の開発や海底耕うんの効果把握など、沿岸4県で協調しながら取り組むとともに、(3)、(4)の事業で、八代海の特産種であるキジハタ、アジアカエビの種苗生産、放流技術の開発、エビ類の共同放流体制の整備を進めております。

54ページ、上段の「クマモト・オイスター」生産・ブランド化推進事業は、クマモト・オイスターの種苗生産や養殖技術の向上とともに、新たな産業としての育成を図り、本県を代表する熊本ブランドとして確立させることを目的とするものでございます。

今年度は、市場が求める大型サイズの生産技術の確立に向け、種苗の早期量産に加え、昨年度成果が得られました越夏技術を用いた養殖試験を、生産者とともに実施しております。

55ページをお願いいたします。

水産研究センター、漁業調査船「ひのくに」代船建造事業です。

これは、老朽化した漁業調査船の代船を建造するもので、建造は計画どおり進んでおり、今月末に竣工の予定です。

水産振興課は以上です。

○緒方漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

58ページをお願いします。

水産環境整備事業費ですが、本事業は、漁

場の生産力の回復や水産資源の増加を目的に、覆砂や藻場造成等を行うものです。

59ページをお願いします。

上段の水産物供給基盤機能保全事業費ですが、本事業は、堤防や護岸等の漁港関係海岸保全施設の老朽化に際し、より効果的に施設の更新等を行うため、機能保全計画に基づき、対策工事を実施することで、施設の長寿命化を図るものです。

60ページ、下段の災害関連大規模漂着流木等処理対策事業費ですが、洪水、台風等により海岸に漂着した流木等により、海岸保全施設の機能が阻害されないよう、緊急的な流木等の処理により、災害の防止を図り、国土の保全を目的としたものです。国の補助事業で、県管理漁港において、令和2年7月豪雨により海岸に漂着した流木やごみ等を処理するものでございます。

61ページをお願いします。

海域漂流・海岸漂流物地域対策事業ですが、本事業は、梅雨前線豪雨の影響により、想定を超える流木の海域への流入に伴い、海域の環境保全及び船舶の安全確保のため、流木等の回収、処分等を行うものでございます。

漁港漁場整備課は以上でございまして、よろしくをお願いします。

○田代国広委員長 次に、付託議案等について、担当課長から、資料に従い、順次説明をお願いします。

○渡辺農村計画課長 農村計画課です。

令和2年度9月補正予算について御説明します。

お手元のブルーの表紙がついた農林水産常任委員会説明資料(予算関係及び条例等関係)の17ページをお願いします。

2段目の国営土地改良事業直轄負担金でございまして。

説明欄のとおり、八代平野地区ほか4か所において、国が行う国営土地改良事業の県及び地元負担金でございまして。

3段目の農業農村整備調査計画費でございまして。

説明欄のとおり、後年度の農業農村整備事業の採択に向けた調査や事業計画書の作成に要する経費でございまして。

最下段の単県農業農村整備事業費でございまして。

新規事業としまして、スマートな農村づくり検討・実証事業を行うものでございまして。これは、今後スマート農業を推進するために、実証事業として実施するための基盤整備などに要する経費でございまして。

18ページをお願いいたします。

1段目の農業農村整備推進交付金でございまして。

これは、市町村等が行う農業農村整備に対する支援に要する経費でございまして。

3段目の海岸保全直轄事業負担金でございまして。

説明欄のとおり、玉名横島地区において、国が実施する直轄海岸保全施設整備事業の県負担金でございまして。

農村計画課は以上でございまして。

○清藤農地整備課長 農地整備課でございまして。

19ページをお願いします。

2段目の土地改良施設維持管理事業費の説明欄、1、土地改良施設突発事故復旧事業は、排水機場など土地改良施設が突発事故によって故障した場合の緊急対応に要する経費及び市町村や土地改良区が実施する緊急対応に要する助成でございまして。

2の土地改良施設維持管理強化事業は、熊本県土地改良事業団体連合会が実施する土地改良区等に対する維持管理研修会や技術支援、施設補修等に対して助成を行うもので

す。

20ページをお願いいたします。

1段目の県営中山間地域総合整備事業費の説明欄、1は、中山間地域において、圃場整備や農業用排水施設の農業生産基盤整備と集落道路など生活環境基盤の総合的な整備に要する経費で、美里地区ほか13か所を実施する予定です。

2の中山間地域基盤整備加速化事業は、1の基盤整備事業実施地区において、農地集積や農地中間管理機構への農地の貸出状況に応じて、農家負担を軽減するための助成でございます。

2段目の団体営農業農村整備事業費は、説明欄のとおり、市町村や土地改良区が実施する農業生産基盤整備等に助成するものでございます。

21ページをお願いいたします。

1段目の農業生産基盤整備事業費は、説明欄のとおり、生産性の向上や農地集積を促進するため、農業生産の基盤となる水田や畑の圃場整備、農業用排水施設などの整備に要する経費です。七城北部地区ほか47地区で実施する予定です。

2段目の債務負担行為の変更は、農業農村整備事業の工事費積算システムなどを格納する電算サーバーのリースを行うものですが、サーバーに組み込むデータベースソフトのライセンス運用規定が改正されたことに伴い、新たにサーバーを追加する必要が生じたため、令和3年度以降の限度額を増額変更するものです。

4段目の農地防災事業費は、説明欄のとおり、災害発生を未然に防止し、農業生産の維持や国土保全のために実施する防災ダムやため池、湛水被害防止施設、海岸保全施設などの整備に要する経費です。清願寺地区ほか34か所を実施する予定です。

農地整備課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○後藤むらづくり課長 むらづくり課でございます。

22ページをお願いします。

2段目の農村地域農政総合推進事業費です。

説明欄、1のふるさとの食継承・活用推進事業は、食の名人の認定等を支援し、農山漁村の食文化の継承、活用を図るものです。

2の棚田地域振興推進事業は、棚田地域振興法に基づく指定棚田地域の申請等を推進するものです。

3段目の山村振興対策事業費です。

がまだす里モン支援事業は、住民が主体となって取り組む持続可能な活動を支援し、農山漁村の活性化を図るものです。

5段目の農作物対策推進事業費です。

鳥獣被害防止対策・ジビエ利用加速化事業は、鳥獣被害防止対策と捕獲鳥獣の地域資源としての有効活用の推進の加速化を図るものです。

23ページ、1段目の国庫支出金返納金です。

鳥獣被害防止総合対策交付金国庫返納金は、捕獲補助金や侵入防止柵設置費の令和元年度事業費確定に伴い、国庫支出金を返納するものです。

3段目の県営中山間地域総合整備事業費です。

中山間農業モデル地区支援事業は、中山間地域の特に生産条件が厳しい地区において、モデル地区農業ビジョンの策定及び農業基盤、農業施設の整備等を支援し、当該ビジョンの達成を図るものです。

4段目の農地・水・環境保全向上対策事業費です。

多面的機能支払事業は、共同活用や地域資源の質的向上を図る活動を支援して、農業、農村の多面的機能の維持、発揮を図るものです。

5段目の国庫支出金返納金です。

多面的機能支払事業国庫返納金は、過年度の事業費確定に伴い、国庫支出金を返納するものです。

むらづくり課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○田島技術管理課長 技術管理課でございます。

24ページをお願いいたします。

2段目の地籍調査費でございます。

説明欄のとおり、地籍調査事業を行う山都町ほか6市町村へ増額助成するものでございます。

技術管理課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○笹木森林整備課長 森林整備課でございます。

25ページをお願いいたします。

2段目の林政諸費の説明欄、1の林業イノベーション現場実装推進事業ですが、例えば、林業現場におけるドローンの活用など、現場での作業の省力化につながる新技術について、その効果の検証や導入への助成を行う新規事業でございます。

2の森林基礎情報整備加速化事業については、森林経営管理制度の推進に向け、現行の森林計画図等に対し、地籍調査結果の反映を加速化させようとする新規事業でございます。

3段目の水とみどりの森づくり事業費の説明欄、伐採適正化推進事業については、林業事業体での適正な伐採の推進のため、近年撮影された衛生画像の解析による伐採箇所の把握や伐採箇所の現地調査を市町村と連携して行うものでございます。

5段目の林業普及指導費の説明欄についてですが、26ページをお願いいたします。

1段目、2の早生樹センダン普及促進事業

ですが、早生樹センダンの普及に向けた育成指導や魅力発信を行う新規事業でございます。

3の健全な森づくりのための森林集積促進事業については、森林経営管理制度における森林所有者への意向確認結果等を踏まえ、希望者に対し、森林の所有権移転をあっせんし、また、それを広報する新規事業でございます。

27ページの2段目、県有林造成事業費については、県有林での森林整備に要する経費でございます。

森林整備課は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○山下林業振興課長 林業振興課でございます。

28ページをお願いします。

2段目の林業労働力対策事業費は、くまもと林業経営者スタートアップ支援事業で、起業して間もない林業経営者に対し、林業機械のリース等を支援することで、経営や雇用環境の安定を促す新規事業でございます。

最下段の県産木材需要拡大対策費ですが、説明欄、1のくまもとの木材グローバルセールス支援事業は、県産木材の輸出に向けた販路開拓等に要する経費です。

29ページの説明欄、3、中大規模木造建築物推進事業は、住宅以外の木材需要を開拓するため、中大規模建築物を木造で設計できる建築士の育成や木造ビルの標準設計書を普及するための経費です。

4の新しい生活様式対応のための県産木材利用促進事業は、飲食店等が新型コロナ対策として行う県産木材を使用したリフォーム等に支援を行う新規事業でございます。

30ページをお願いします

1段目の林業・木材産業振興施設等整備事業費は、木材加工流通施設等の整備に対する助成、3段目の林道事業費は、県が行う林道

の開設に要する経費で、内容は、主要事業で説明いたしましたとおりでございます。

林業振興課は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○大岩森林保全課長 森林保全課でございます。

31ページをお願いします。

2段目、治山事業費は、説明欄のとおり、山地災害箇所への復旧及びその予防に要する経費でございます。

3段目、単県治山事業費は、説明欄のとおり、老朽化した落石防止施設の機能回復に要する経費でございます。

5段目、保安林整備事業費は、保安林機能を維持強化するための本数調整伐、改植等の森林整備に要する経費でございます。

7段目、みどり森林管理事業費は、立田山等の県有森林公園の整備に要する経費でございます。

森林保全課は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○中原水産振興課長 水産振興課でございます。

32ページをお願いいたします。

水産業振興費の2段目、内水面漁業振興費、説明欄の調和的アユ増殖対策事業は、県内主要河川において、アユの産卵期である秋に発眼卵を設置し、減少傾向が続いているアユ稚魚の遡上量の回復を図るものでございます。

3段目、浅海増養殖振興事業費、説明欄、2のくまもと養殖業国際水準化促進事業は、県産養殖水産物の国際競争力強化のため、国際認証を取得する養殖業者及び漁協に対し支援するものでございます。

3のスマート養殖業技術開発事業は、魚類養殖における労働の効率化や生産性の向上のため、ICTを利用した給餌システム等の技

術開発を行う取組に対し支援するものでございます。

33ページ、上段、水産物流通対策事業費、説明欄、1の漁業チャレンジ就業支援事業は、体験研修等、漁協が行う新規就業希望者と受入れ地域のマッチングを図る取組を支援するものでございます。

2の水産物連携出荷加速化モデル事業は、新規事業で、新型コロナウイルス感染拡大の影響により需要が減少した県産水産物について、都市圏への新たな輸送体制による試験出荷に対し支援するものでございます。

3の水俣・芦北地域水産物ブランド創出事業は、新規事業でございます。

昨年、GI登録を受けました「田浦銀太刀」など、水俣・芦北地域の水産物のブランド力向上、創出を図る取組を支援するものです。

下段、国庫支出金返納金は、養殖衛生管理指導など、水産物に関する消費、安全対策の事業について、事業費が確定したことに伴い、国庫支出金を返納するものでございます。

34ページをお願いいたします。

水産研究センター費でございます。

説明欄、1のスマート沿岸漁業推進事業は、沿岸漁船漁業の計画的、効率的な収量環境実現のため、漁業者が操業中に行う海洋観測データを元にした漁場形成予測技術の開発など、ICT化を推進する新規事業でございます。

水産振興課は以上でございます。よろしく願います。

○緒方漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

35ページをお願いいたします。

2段目の水産環境整備事業費は、説明欄のとおり、覆砂等による底質改善や藻場の造成等に要する経費です。

4段目の単県漁港改良事業費ですが、説明欄の1の単県漁港漁場調査費は、水産基盤の整備に向けた各種課題に対応するための調査、検討に要する経費の新規事業でございます。

2の単県漁港改良事業費（県管理漁港）は、小規模で局部的な漁港漁場及び海岸施設の整備に要する経費です。

36ページをお願いします。

1段目の漁港施設機能強化事業費は、説明欄のとおり、防波堤や岸壁の改良等、漁港施設の機能強化に要する経費です。

2段目の漁村再生整備事業費は、生産基盤及び生活環境の整備を推進し、漁村の再生を進めるために要する経費です。

3段目の漁港関係港整備事業費は、施設の長寿命化対策の実施による更新コストの平準化及び縮減を図るために要する経費です。

4段目の水産生産基盤整備事業費につきましては、水産資源の増大及び水産物の生産機能の強化を図るため、水産物の安定供給に資する漁港施設の整備に要する経費でございます。

以上が漁港漁場整備課でございます。

○田代国広委員長 次に、8月専決関係について説明を求めます。

○清藤農地整備課長 農地整備課でございます。

40ページをお願いいたします。

2段目の団体営農地等災害復旧費については、説明欄のとおり、7月豪雨災害で被災した農地や農業用施設の復旧を行う市町村や土地改良区に対して助成を行うものです。

3段目の県営農地等災害復旧費については、説明欄のとおり、7月豪雨災害で被災した農地や農業用施設のうち、県が事業主体となって復旧を実施するための経費でございます。

農地整備課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○後藤むらづくり課長 むらづくり課でございます。

41ページをお願いします。

2段目の農作物対策推進事業費です。

鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用関係災害復旧事業は、令和2年7月豪雨で被災した侵入被害防止柵やジビエ処理加工施設の災害復旧を図る事業です。

むらづくり課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○笹木森林整備課長 森林整備課でございます。

42ページをお願いいたします。

2段目の現年林道災害復旧費の説明欄、県有林林道災害復旧事業ですが、玉東町の県有林林道稼線の復旧を行うものでございます。

4段目の森林災害復旧費の説明欄、民有林作業道災害復旧事業ですが、民有林作業道のうち、公共性が高い路線での市町村が行う復旧事業への助成について、予算の増額をしたものでございます。

5段目の県有林災害復旧費の説明欄、県有林作業道等災害復旧事業については、県有林の作業道のうち、水上村の岩野川内線ほか19か所の復旧を行うものです。

森林整備課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○山下林業振興課長 林業振興課でございます。

43ページをお願いします。

2段目、林業・木材産業振興施設等整備事業費は、新規事業の被災木材加工流通施設等復旧対策事業で、7月豪雨により被災した木材加工流通施設等における施設の再整備に対する助成です。

4段目の現年林道災害復旧費は、7月豪雨等で被災した林道について、市町村が行う災害復旧に対し助成を行うものです。

林業振興課は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○大岩森林保全課長 森林保全課でございます。

44ページをお願いします。

2段目、緊急治山事業費は、7月豪雨により発生した緊急を要する山地災害箇所への復旧工事に要する経費でございます。

3段目、単県治山事業費は、1、単県治山事業(県営事業)は、7月豪雨により発生した国庫補助事業要件に満たない保安林内の山地崩壊の復旧工事に要する経費でございます。

2、単県治山事業(市町村営事業)は、7月豪雨により発生した国庫補助事業要件に満たない保安林外の山地崩壊において復旧工事を行う市町村に対する助成でございます。

次のページの2段目、現年治山災害復旧費は、7月豪雨により被災した治山施設の災害復旧工事に要する経費でございます。

森林保全課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中原水産振興課長 水産振興課でございます。

46ページをお願いいたします。

共同利用施設災害復旧費の現年共同利用施設災害復旧費でございます。

説明欄のとおり、令和2年7月豪雨により被災した水産関係共同利用施設の復旧に対する助成を行うものでございます。

水産振興課、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田代国広委員長 市町村負担金や経営状況等の報告に関する説明を求めます。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

47ページの議案第17号から49ページの議案第19号までは、いずれも令和2年度の農林水産関係の建設事業につきまして、受益市町村が負担する経費の負担率を定めるものでございます。

県が行う建設事業につきましては、法律上、その経費について、受益市町村に負担させることができることとされています。この負担率につきましては、受益市町村の意見を聞いた上で、県議会の議決を経て定めることとなっております。

議案につきましては、根拠法令ごとに、議案第17号が地方財政法関係、18号が海岸法関係、19号が土地改良法関係のものとなっております。

いずれの事業につきましても、負担割合は、国のガイドラインに基づき設定したもので、市町村の同意を得ているものでございます。

農林水産政策課は以上でございます。

○笹木森林整備課長 森林整備課でございます。

63ページをお願いいたします。

報告第23号、公益社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類の提出についてです。

概要は、次の64ページをお願いします。

この法人の設立目的は、1、基本情報、(1)のとおり、造林、育林等の事業を行うことにより、森林の持つ公益的機能の維持増進を図り、林業の活性化と山村地域の振興並びに住民生活環境の向上に寄与することを目的としております。

2、令和元年度の決算の概要についてです。

森林所有者との分収林契約に基づく林業経営を実施する公益目的事業会計、受託事業を

実施する収益事業等会計、基本財産の運用を行う法人会計に区分しております。

事業活動の効率性を表す一般正味財産の経常利益については、(A)欄のとおり、300万円余の増となりました。他方、経常外利益については、(D)欄のとおり、8,400万円余の減となっており、これは、森林資産を処分した場合の簿価と時価の差額である減損損失を計上するルールに基づいたものでございます。これらにより、一般正味財産は、(H)欄のとおり、8,100万円余の減となっております。

一方、指定正味財産は、間伐等の森林整備実績に応じた受け取り補助金が該当しますが、その実績から、(K)欄のとおり、1億1,800万円余の増となっております。これにより、正味財産期末残高は、J足すM欄のとおり、1億9,000万円余となり、H足すK欄のとおり、昨年度より3,700万円余の増となっております。適正に運用されていると考えております。

65ページをお願いします。

事業実績等についてです。

主要事業の実績につきましては、表のとおり、これまで造成してきた資源が充実しつつあることを踏まえ、利用間伐の推進に努めたほか、公社の有する知識、技術力を活用して、受託事業にも取り組んだところでございます。

4、林業公社の経営改善に向けた取組についてです。

林業公社では、現在、長伐期化の推進、分割割合の見直し、事業の見直しを3つの柱として経営改善に取り組んでおります。

このうち、3点目の事業の見直しにつきましては、木質バイオマス需要の高まりを捉え、直送、直接販売による流通、販売コストの削減を図り、収益性の向上に努めております。また、素材生産の増加に対応するため、複数年契約で間伐を施行するなど、契約方式の工夫も行っているところでございます。こ

れらにより、平成27年度以降、5期連続での黒字化を達成したところです。

今後とも、県、林業公社が一体となり、経営改善に向けて最大限努力してまいる所存であります。

森林整備課は以上です。

○山下林業振興課長 林業振興課でございます。

資料の67ページをお願いします。

報告第24号、公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類の提出についてです。

概要は、次の68ページをお願いします。

この法人の設立目的は、1、基本情報、(1)のとおり、林業事業体に雇用される林業従事者の就業環境を整備し、その安定確保を図るとともに、若年従事者の育成確保を促進することを目的としております。

次に、2、令和元年度の決算の概要についてです。

69ページをお願いします。

林業労働力確保や林業従事者対策等を実施する公益目的事業会計、基本財産の運用を行う法人会計に区分しております。

事業活動の効率性を表す一般正味財産の経常利益については、(C)欄のとおり、公益目的事業会計で81万円余の減、法人会計で31万円余の増となりました。

経常外収益等はございませんので、一般正味財産は、(H)、合計欄のとおり、前年度より49万円余の減となっております。指定正味財産は、基本財産の運用が該当しますが、(K)、合計欄のとおり、9,041万円余の減となっております。これにより、正味財産期末残高は、下から2段目、合計欄のとおり、26億9,759万円余となっております。

続いて、3、事業実績等についてです。

事業の内容は、①の林業労働力確保等に関する事業では、退職金共済や社会保険掛金の

事業主負担の助成、新規参入者を雇用した事業体への助成等を行っております。

②以降の事業では、国や県からの補助事業、委託事業により、林業に興味がある人への林業体験学習会、林業就業希望者への長期研修、林業従事者への技術研修等のほか、林業事業体の指導、林業就業に関する広報、林業事業体への就職あっせんなどの事業を行っており、くまもと林業大学校の運営の一部も行っております。

林業振興課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○中原水産振興課長 水産振興課でございます。

71ページをお願いいたします。

報告第25号、公益財団法人くまもと里海づくり協会の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

概要は、次の72ページをお願いいたします。

この法人の設立目的は、1、基本情報の(1)のとおり、水産動植物の種苗の生産及び放流並びに水産動植物の育成を計画的かつ効率的に実施し、県民への水産物の安定供給と海洋環境の保全に寄与することを目的としております。

次に、令和元年度の決算の概要についてです。

当協会は、放流種苗等の生産や配付を実施する公益目的事業会計、養殖用種苗を生産する収益事業等会計、基本財産の運用を行う法人会計の3会計に区分しております。

事業活動の効率性を表す一般正味財産の経常利益につきましては、(D)欄のとおり、公益目的事業で2,608万円余の減、収益事業等で14万円余の減となっております。法人会計と経常外利益を合わせた一般正味財産は、(I)、合計欄のとおり、前年度より2,994万円余の減となっております。指定正味財産は、

県や市町からの出捐金が該当しますが、(L)欄のとおり増減はありません。

これにより、正味財産期末残高は、KプラスN欄のとおり、7億4,723万円余となり、IプラスL欄のとおり、前年度より2,994万円余の減となっております。これは主に、年度をまたいで生産しているヒラメ種苗の生産時期が遅れたことに伴い、経理上、期末資産が減少したことによるもので、ヒラメ種苗につきましては、その後計画数量全数の出荷が終わっております。

今後も計画的な生産と効率的な運営に努めていかれるものと考えております。

73ページをお願いいたします。

3、事業実績等についてでございます。

まず、(1)の公益目的事業であります里海づくり事業ですが、マダイ、ヒラメ、クルマエビなど、11魚種の種苗生産、配付を行うとともに、共同放流事業を実施する栽培漁業地域展開協議会の事務局として、マダイやヒラメの放流を実施しております。また、クマモト・オイスターやキジハタなど、新たな種苗生産技術の開発や生産性の向上試験に取り組むとともに、八代漁協が行う種苗生産や各地先での種苗の育成、放流に対する指導、助言、小学校への研修等、事業の普及啓発事業を行っているところです。

最後に、収益事業であるその他の事業につきましては、養殖業の発展を目的に、クルマエビの養殖用種苗73万尾を生産し、県内養殖業者に配付しております。

水産振興課は以上でございます。

○田代国広委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○前川収委員 ピンクの資料の45ページ、これは森林整備課ですけれども、主伐・植栽一貫作業システムの支援事業ということで、当初予算と9月補正で予算を組んでいただき、ありがとうございます。

基本的に、主伐を進めていくというのは、もう、杉、ヒノキが樹齢50年を超えて、伐期に入っているということで、それを切っていくかなきゃいけないということはよく分かっております。

ただ、今回の7月豪雨災害等々や最近の異常気象を見ると、皆伐を進めていくことが必要であることはよく分かりますが、どうもやっぱり山の木を切ってしまうと、地滑り災害、それだけが原因じゃないんですけれども、災害を誘発しやすくなってしまふという懸念があるということで、今回の7月豪雨の中で、それがどれだけあったかはよく分かりませんが、少なくとも、皆伐してしまって、そこが崩れたということを言われるのが、とても我々はずらいわけですね。当然、深く掘れて崩れるときに、そこには木があろうがなかろうが、崩れるときは崩れるんですけれども、それでも皆伐の怖さというんですかね、皆伐した後、特に下流、下のほうにお住まいになってらっしゃる方等々が非常に不安に思われるということがあると思います。であります、この皆伐をする適地はどういうところで、こんなところはやらないがいいよとか、その辺をやっぱり少し計画的に指導してほしいなというふうに思うのが1つ。

それともう1つ、皆伐すると木が減っちゃって、今地球温暖化の吸収源対策にとっては悪いんじゃないかと言われる傾向もあるわけですね。普通に見れば、きれいに木があったのが、はげ山になっちゃったと言われてしまうわけですから。ただ、私たちは、そこに、切った後に必ずきちっと再造林すること、もう一回木を植えることによって、木の一本一

本の活力が増して、二酸化炭素吸収活力が増していくと。いわゆる大きくなって停滞した木よりも活力のある木のほうが吸収源対策に寄与するということを思ってますが、それもよく、何というかな、理解されてないというんですかね、分からないという部分があります。

今後、皆伐をやる時の中で、そのような部分はどのように指導なさっていくのか、我々が考えなきゃ——すみません、林業者が考えなきゃいけない部分もありますけれども、やっぱりある程度リードをしてもらわないと、なかなか難しいというところがあります。

とりわけ民有林の場合は、今法律改正があって、まだ法律改正がある可能性があって、民有林の所有者責任というもの、これは、林に限らず、山に限らずなんですけれども、土地の所有者責任が問われることになるということで、そこは、私は、その法改正には少し異論を言っておまして、あまりやり過ぎだということを言ってますが、場合によっては、それは多分、そこまではやらないと思います、山崩れが起きたときには、民有林だったら民有林の所有者の責任と言われる可能性があるんです、可能性が。その辺のところも含めて、皆伐対策についてしっかり考えてもらいたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○笹木森林整備課長 先生御指摘のとおりなんです。そうした中で、計画的にということについては、市町村森林整備計画というのが法定でございます。そこでは、こういうところについては、林業生産をしていく場所、こういうところについては、公益的機能の推進を図っていく場所といったゾーニングがございまして、その部分が、やはり、あまり何か事業者の方たちも意識されない傾向があるんじゃないかと、私自身もちよっと思ってお

りますので、そうした点についてよく指導しながら——今後伐採届等もございます。そういうときには、ゾーニングというのをしっかり意識した上で、林業活動を行うように努めていきたいと思えますし、例えば、補助金なんかにおいても、そういうゾーニングを意識するような要件を検討していただくか、そういうやり方もあると思えますので、そうしたところで、先生御懸念の点について、対応していきたいと考えております。

そして、地球温暖化の点についてですが、そこについては、確かに周知不足というか、我々も、周知不足の——本当は、切ったら、要は、町にその木がカーボンとして残るわけです、材木として。それはずっと残り続けるわけですから、そういう効果も含めながら、木がカーボンニュートラルのものなんだということを、よくよくそこは、木育活動なんかも含めて、よく説明してまいりたいと考えております。

○前川収委員 お願いします。以上です。

○田代国広委員長 ほかにありませんでしょうか。

○濱田大造委員 幾つかあるんですけれども、まず、ピンクの色のほうの新規事業の41ページのジビエに関してなんですが、これは、どんどんやっていただきたいと考えてるんですが、捕獲する方法として、生け捕りというのが、味も、ジビエにするにしても、生け捕りのほうがおいしいという話も聞いてるんですけれども、その割合ですね。銃で撃つのか、生け捕りなのか、その割合、どういう方向性でやっていくのかと、あと、最近ニュースで知ったんですけれども、熊本市の動物園で、虎とかライオンとかに捕獲したイノシシとか鹿を与えると、それが非常に動物園の獣にとってもすごくうれしいことで、そう

いうのがどんどん広がってるというんですが、これは、ジビエとの関係どうなっているのか。

あと、ちょっと基礎的なことで恐縮なんですけれども、45ページの早生樹センダン普及促進事業と新規であるんですけれども、ちょっとセンダンて何なのか、よく分かりませんので教えてください。まず、これをお願いします。

○後藤むらづくり課長 捕獲については、わなとか、おりとかで捕る部分と、あと、狩猟免許を取って銃で捕獲するケースがございます。捕獲する計画については、自然保護課と農作物被害についての役割分担をしながらやっているところでございます。それぞれに、年間の全体の計画の中で調整をしながらやっていく形になっております。

すみません。数値的なものをすぐに私たちがちょっと出し切れないので、一旦確認をさせていただきたいと思えます。

委員おっしゃるとおり、やはりジビエについては、いわゆる放血といいますか、血をきちっと抜かないと、ジビエとして十分——価値が下がってしまうケースもございますし、あともう一つは、捕獲したところから処理するまでの時間といいますか、それが長くかかると、例えば温度が高いときとかには、やはり質が下がってしまいますので、そういう意味では、やはりわなで捕獲したほうが、処理場からの距離とかいった形と、あと、肉の処理とかいう形では、利が少し優位性はあるのかと思っております。

そういう意味で、ジビエについては、処理までにきちとしたシステムがないと市場評価が得られない、最終的には、狩猟される方の様々な所得向上にも結びつかないので、これは、我々もしっかり頑張ってやっていこうかと思っております。

あと、もう1点ございました。虎とかライ

オンに与えるということで、熊本市動植物園とかにも事例があるかと思えます。全国的にもそういった事例はございます。長野県の小諸とかいうところでも、県外でもあっておりますが、やはり野生の鳥獣をいわゆる動物園の動物に与えるということになりますと、一つは、病気というか、要はなかなか、動物園の動物というのは管理されたところでございますので、病気とかにやはり若干弱いと。それに、野生で入っているものを食べさせるということについては、一定の配慮が必要ということで、一つは、研究をしていかなきゃいけないことだと思えます。

熊本市動植物園さんのほうにもお話をした経過もございますけれども、分かりやすい言い方をすると、隔離された動物に対して、よそから持ってくるものについてはすごく気を遣いますという話があります。やはり与える鳥獣のレベルといいますか、衛生管理もきちりやっつけていかなければ、なかなか難しい部分も出てくるかと思えますが、やはりこれも研究していかなければいけないと思えます。

もう一つは、動物園ではなくて、ペットフード、これは加熱処理とかもいたしますので、そこには少し方向性としては見えてくるのかなと思っております。ただ、捕獲された動物については十分活用するというので、いろんな形で研究をさせていただきたいと思えます。

若干長くなりましたけれども、こちらからは以上でございます。

○濱田大造委員 了解しました。

○田代国広委員長 動物園の件については、非常に価値あることだと思えますので、今後十分検討をしていただきたいと思います。

○笹木森林整備課長 森林整備課でございます。

センダンが何かというような問いだったと思えます。

センダンについては、実は、この辺りにも、例えば、江津湖の周辺なんかにも普通に生えている広葉樹でございます。その木が、通常、杉、ヒノキの木というのは、成長に、例えば、通常の標準的な伐期で行きますと45年だったり、杉は45年、ヒノキは50年といった木になります。それに対して、このセンダンというのが、すごく成長が横に太る太り方がいい木であるということで、おおむね10年とか20年で収穫ができる広葉樹——大体、杉、ヒノキなどの針葉樹なんかは、家なんかには使われるんですけども、あまり家具なんかには向かない木でございます。一方で、センダンは広葉樹でございますして、そういう家具だったりとか建具だったりとか、そういうところにも使える木であるということで、新たな林業の時間軸を変える木でございます。

そうした中で、熊本県では、全国に先立って、本来広葉樹というのは曲がりくねって育つわけなんですけど、そこを真っすぐ育て、材として使いやすくするような技術を、全国に先立って開発をしてきたという実績がございます。それを今後普及していきたいと考えるような事業でございます。

○濱田大造委員 了解しました。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○後藤むらづくり課長 すみません。委員からお尋ねがありました鳥獣の捕獲の状況でございますけれども、代表的なもの2つで申し上げますと、宙で申し上げて申し訳ございませんが、鹿については、令和元年度、約2万1,000頭の捕獲がございますけれども、そのうち1万9,000頭ぐらいは狩猟以外ということですので、わなで捕っているというふうな

状況でございます。それと、イノシシですが、全体で3万5,000頭ございますけれども、そのうち2万9,500ですから、約3万頭、これは狩猟以外で捕っておるということですので、そういう意味では、狩猟以外のほうが多いというふうな状況でございます。

○田代国広委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第5号及び第17号から第19号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外4件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外4件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が3件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

農林水産常任委員会報告資料、(1)令和2年7月豪雨からの復旧・復興プラン(仮称)の検討状況について御説明させていただきます。

なお、本件は、企画振興部球磨川流域復興局から総務常任委員会に報告されたものですが、県政全般に関わるプランになりますので、本委員会においても、現在の検討状況を御説明させていただくものです。

資料をおめくりいただきまして、まず、8月25日に開催した第1回球磨川豪雨検証委員会の概要を御報告申し上げます。

1の(4)会議概要ですが、まず、事務局の説明として、令和2年7月豪雨の概要や被害状況に加え、人吉地点の流量の推計や市房ダム等における洪水調節などを説明いたしました。

次に、流域市町村長から、スピード感を持った検証の実施、抜本的な治水対策の実施、川辺川ダムが存在した場合の効果について検証を求める意見のほか、これまでのダムによらない治水対策を評価する意見などが出されました。

なお、第2回会議は、明日10月6日の開催を予定しております。

次に、8月30日に開催したくまもと復旧・復興有識者会議の概要を御説明申し上げます。

資料の下部、2でございます。

会議には、熊本地震の際と同様に、五百旗頭座長をはじめとする7名の有識者に参加いただきました。

資料の裏面を御覧ください。

(4)のとおり、会議では、球磨川流域の恵みを生かした復興の考え方や、教育、医療、福祉などの様々な切り口から復興に向けた御

意見をいただきました。

なお、今後、今回の議論を踏まえた提言書が知事に提出される予定です。

続いて、令和2年7月豪雨からの復旧・復興プラン(仮称)について御説明申し上げます。

まず、3、(1)の基本的な考え方ですが、復旧、復興の3原則を基本とし、住民の生命、財産を守り、安全、安心を確保するとともに、球磨川流域の豊かな恵みを楽しみ、将来にわたって持続可能な地域の再生を目指すという考え方を基に、今後、具体的な取組を盛り込んだプランを策定していきたいと考えております。

次に、(2)復旧・復興プランの構成項目(案)ですが、まず、被害状況の把握、豪雨災害の検証、将来の目指す姿を整理した上で、復旧、復興に向けた主な取組、ロードマップを検討してまいりたいと考えております。

四角囲みに、現時点での取組の方向性のイメージをお示ししておりますが、今後、県庁内や被災市町村と議論を重ねながら、しっかりと必要な取組を検討していきたいと考えております。

また、④にありますとおり、プランには、県の取組だけでなく、各市町村への支援体制や復興に向けたロードマップも示していきたいと考えております。

最後に、(3)今後の想定スケジュールですが、先ほども御説明申し上げましたとおり、明日6日に第2回令和2年7月球磨川豪雨検証委員会が開催されます。その後、復旧・復興本部会議を重ね、11月中に復旧・復興プランを取りまとめていきたいと考えております。

農林水産政策課は以上でございます。

○中原水産振興課長 水産振興課でございます。

報告資料の(2)漁業法改正に伴う海区漁業

調整委員会の委員任命についてをお願いいたします。

ページをおめくりください。

本年12月1日の改正漁業法の施行に伴い、海区漁業調整委員会の委員の選出方法が改正されますので、その内容と次期委員の任命について御報告させていただきます。

まず、海区漁業調整委員会ですが、一番下の「参考」にありますとおり、漁業法及び地方自治法に基づき設置された県の執行機関で、漁業法の定めるところにより、漁業調整のために必要な指示など、海区内の漁業に関する事項を処理する機関でございます。全国に64海区、本県には、熊本県有明海区漁業調整委員会と天草不知火海区漁業調整委員会の2つの委員会が設置されております。

主な改正の内容について御説明します。

まず、委員の構成ですが、改正に伴い、構成委員のうち、海区内の公益を代表する公益委員が、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない中立委員というものに変更されました。

また、委員の選出方法につきまして、これまで、漁業者委員が公職選挙法に準じた漁業者による選挙、学識委員及び公益委員が知事による選任により選出されておりましたが、改正漁業法では、全ての委員について、推薦または応募により広く募集し、議会の同意を得た上で、知事が任命するというものに変更になっております。

次期委員の任命についてでございます。

改正漁業法に基づく次期委員の任期が、来年4月1日から令和7年3月31日までの4年間となっておりますことから、新たな委員の募集を9月14日から開始しております。募集期間は、10月13日までの1か月間で、募集定員は、熊本県有明海区漁業調整委員会が10人、天草不知火海区漁業調整委員会が15人です。募集方法は、団体または個人による推薦と自らの応募としております。

委員の募集期間終了後、委員会の職務を適切に処理できる者を透明なプロセスを経て候補者として選出し、令和3年2月の県議会に委員選任議案として提出することとしております。

水産振興課は以上です。

○田代国広委員長 渡邊農林水産政策課長。
簡潔にお願いしますよ。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

農林水産常任委員会報告資料、(3)台風10号による農林水産関係被害について御説明申し上げます。

表紙をおめくりください。

9月7日に本県に最接近した台風10号による本県農林水産関係被害は、約5.6億円となりました。栗等の果樹の落下、ため池や農道、林道等の損壊が発生いたしております。

農林水産政策課は以上でございます。

○田代国広委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思いません。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

次に、その他に入りますが、本日は出席職員が限定されておりますので、この場でお答えできない場合については、後日回答させていただきたいと思えます。

それでは、委員から何かございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

なお、最後に、陳情・要望等が2件提出されております。

参考として、お手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第5回農林水産常任委員会を閉会いたします。

午後0時41分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長